

全国知事会議プレイベント

地方分権フォーラム2008記録集

新たな地方の時代への扉を開く～分権改革と地方の自立～



- 日 時 平成20年7月16日（水）
13時～16時
- 会 場 パンパシフィック横浜ベイホテル東急
地下2階 クイーンズ グランドボールルーム
（横浜市西区みなとみらい2-3-7）
- 主 催 神奈川県
- 共 催 全国知事会・神奈川県市長会・神奈川県町村会
- 後 援 総務省・自治体学会

目次

| | | |
|------------------------------|---|----|
| ○ 主催者挨拶・課題提起 | … | 1 |
| 「新たな地方の時代を神奈川から発信する」 | | |
| ○ パネル討論 ー前半ー | … | 9 |
| 「新たな地方の時代への扉を開く～分権改革と地方の自立～」 | | |
| ー意見交換ー | … | 28 |
| ー後半ー | … | 34 |
| ○ 地方分権フォーラム2008の概要 | … | 38 |
| ○ 出演者プロフィール | … | 40 |

主催者挨拶・課題提起

「新たな地方の時代を 神奈川から発信する」

神奈川県知事 松沢 成文



はじめに

皆様こんにちは。神奈川県知事の松沢成文でございます。本日は大変お忙しい中、「地方分権フォーラム2008」にご参加いただき、誠にありがとうございます。

まずは、県民の皆さんはもとより、県内外の自治体関係者の皆さんを含め、このように多数のご参加を得ましたことを、主催者として、心より御礼を申し上げる次第です。ありがとうございました。

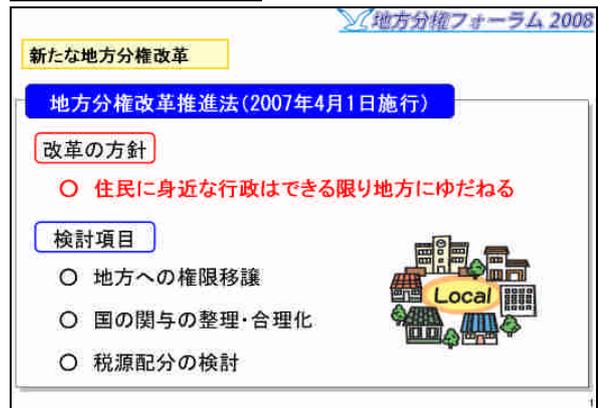
さて、本日のフォーラムは、明日と明後日に横浜で行われる全国知事会議のプライベートとして実施しております。全国知事会議では、地方分権についても議論する予定ですが、ぜひ本日のこのフォーラムの議論の成果を生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日のフォーラムは神奈川県が主催者ですが、全国知事会、神奈川県市長会及び神奈川県町村会の共催として開催しております。さらには総務省、自治体学会のご後援も併せて頂いております。ご支援いた

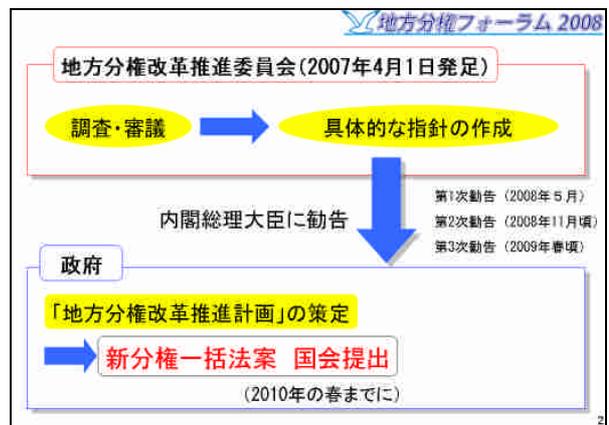
だきました皆さんにこの場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日のテーマは、「新たな地方の時代への扉を開く～分権改革と地方の自立～」といたしました。はじめに私から課題提起をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

新たな地方分権改革



地方分権改革を巡っては、昨年4月に地方分権改革推進法が施行され、新たな分権改革がスタートいたしました。この法律に基づく改革の方針は、「住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねること」を基本に、地方への権限移譲や国の関与の整理・合理化、さらには、国と地方の役割分担に応じた税源配分の検討などを行うこととなります。



改革の具体的な手順といたしましては、地方分権改革推進委員会が調査・審議を行い、順次、改革の具体的な指針を作成して、内閣

総理大臣に勧告を行います。その勧告を受けて、政府は、法的または財政的な措置などを定めた地方分権改革推進計画を策定し、2010年の春までに、この計画に基づいて新たな分権一括法案を国会に提出することとなっております。今年の5月には地方分権改革推進委員会から初めてとなる勧告、第1次勧告が発表されました。その内容につきましては後程申し上げます。

さて、私たち地方の側としては、この機会にさらに団結して、短期間に集中して議論を進め、真の分権改革の実現に向けて積極的に国に働きかけていかなければならないと考えています。まさに地方にとりましては今の改革の正念場であります。

そこで、本日は、分権改革と地方の自立の視点から、地方自治体にとって、今、何が必要なかを議論してまいりたいと考えています。

なぜ、今、地方分権なのか

地方分権フォーラム 2008

なぜ、今、地方分権なのか

中央集権・・・権限、財源を国に集中させている仕組み

○中央集権型行政システムの弊害

| | | |
|----------|-----------|----------------|
| 全国どこでも同じ | 分野ごとにタテワリ | 税金の使われ方がわかりにくい |
|----------|-----------|----------------|

それでは、本題に入ります。まずは原点に立ち返り、「なぜ今、地方分権を進める必要があるのか」についてお話をします。皆さんもご承知のとおり、「地方分権」の反対の、対峙する言葉として「中央集権」という言葉があります。権限や財源を国に集中して統治する形態をこのように呼んでおりますが、中央集権型の行政システムも、明治維新や戦後の高度経済成長期などの時代においては、有効なシステムでありました。しかし、現在では、高度成長の時代を経て、少子

高齢化社会の到来や、国際競争の激化、国民の価値観・ニーズの多様化などの大きな変化が起きる一方、国・地方ともに多額の債務を抱えるなど行政システムの改革が求められています。そこで、こうした時代の変化や要請に的確に対応していくためには、国に集中している権限や財源を地方に移し、行政システムを地方分権型へ抜本的に転換していくことが重要であります。

それはなぜかと申しますと、従来の中央集権型のシステムでは、こうした時代の変化に対する的確な対応が制度面からも、また運用面からも難しいからであります。

例えば、国が一律の基準やルールを決めているため、地方自治体では、住民の皆さんが必要としている行政サービスを地域の実情に応じて提供することが制約されている実態があります。また、国は省庁ごと、分野ごとに縦割りで行政を行うため、地域にとって必要な行政サービスを地域自らが幅広い視点から総合的に決めるといったようなことが大変難しいという状況もあります。さらに、国と地方の行政サービスの割合は4対6といわれていますが、国民が納めている税金の割合では、国税と地方税は6対4と逆転しています。つまり、一度国に納められた税金が地方自治体に補助金などとして再配分されるため、受益と負担の関係が分かりにくくなっているばかりか、補助金は国が使い道を決めているので、地方の自由裁量が働かない仕組みにもなっています。

地方分権フォーラム 2008

地方分権・・・国に集中している権限や財源を県や市町村に移す

○地方分権を進めると・・・

| | | |
|-----------|-------------|------------|
| 地域の実情に応じて | 総合的に幅広い視点から | 税金は身近なところで |
|-----------|-------------|------------|

一方、地方分権によりまして、住民の暮らしに密接にかかわる身近な行政サービスの権限や財源を国から地方に移すだけで、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスが展開できるようになるわけであります。例えば、保育所の設置基準は国が一律に決めておりますが、これを改めて、地方が独自に基準を決めることができれば、共働き夫婦のための駅前保育所など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの提供が可能となります。また、まちづくりにかかわる幅広い分野にまたがる権限や財源を国から県や市町村に移すと、地域として一体感のある調和のとれたまちづくりを進めることが可能となります。具体的な例で申し上げますと、国と地方でモザイク状に分かれている道路の管理を地方に移譲することにより、地域全体で優先順位の高い道路への集中投資が可能となります。

このように、地方分権改革の目標は、「私たちの暮らす地域社会を個性豊かで活力に満ちたものとしていく」ことにほかなりません。そのためには、主権者である住民の皆さんがそれぞれの地域のことを自らの意思と責任で決定できるようにすることが求められております。そして、地方自治体がそうした住民の皆さんの意思を反映し、実行できるようにするためには、その裏付けとなる権限や財源を地方自治体に移すことが必要なのです。

地方分権フォーラム 2008

第一次分権改革 (1995～2000年)

- 2000年4月「地方分権一括法」施行

●主な内容

国と地方の関係は、法制度上は「上下・主従」から「対等・協力」の関係へ

- 機関委任事務制度の廃止
- 国の地方への関与をルール化 など

●残された課題

- 地方税財源の充実強化
- 住民自治の拡充
- 事務事業の移譲 など

ところで、私は5年前、2003年に神奈川県知事に就任させていただきました。当時、既に第一次分権改革が行われた後でありまして、都道府県知事や市町村長を国の出先機関

のように位置付けていた機関委任事務制度が廃止され、国と地方の関係は法制度上、「上下・主従の関係」から、「対等・協力の関係」に変わってまいりました。しかし、法的には対等になったと言われても、実質面で国は依然として政策を企画立案・決定して、地方に仕事を下ろしています。財政面でも、国庫補助金制度を通じて全国一律の基準を地方に押しつける状況のままです。また、地方税財源の充実強化などの課題も残されました。

地方分権フォーラム 2008

「三位一体の改革」(2004～2006年)

- 「税源移譲」を含む税源配分の見直し
所得税(国税)から住民税(地方税)へ約3兆円の移譲
- 「国庫補助負担金の改革」
約4.7兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減など
国庫補助負担率の引下げが中心
- 「地方交付税の改革」
約5.1兆円の抑制
地方の裁量増えず
地方財政の悪化

そこで、国と地方の間の税財政制度を抜本的に改めるため、私が知事になった翌年の2004年から2006年にかけて、三位一体の改革が行われました。この改革は、国税の一部の地方税への移譲、そして国庫補助負担金の削減、さらに国が地方に配分している地方交付税の見直しという三つの改革を同時に進めることによって、自治体の裁量権を財政面から確保しようというものでありました。

その結果どうなったかと申しますと、確かに、国税から地方税、つまり所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現いたしました。しかし、国庫補助負担金については、その補助率の引下げが中心の改革が行われたため、依然として国の指示による行政サービスを行う仕組みが残り、地方の裁量権の拡大につながらない、非常に不十分な結果にとどまってしまうました。

一方では、財政力格差を埋めるための地方交付税交付金が3年間で5兆円も削減されま

して、税収の少ない自治体の財政悪化を招くなど、三位一体の改革は地方分権推進の視点ではなく、むしろ国の財政再建のための改革に使われてしまった、あるいは終始したと言っても過言ではありません。

このように大変残念な結果に終わった要因の一つは、改革を進める法的な枠組みがなかったために、肝心な国と地方の役割分担について突っ込んだ議論がないまま、表面的な数字合わせに終始してしまったことにあると考えています。言い換えれば、国と地方では改革に向けていろいろ議論はしてみたものの、最終的な決定権を国が握っているために国が勝つ仕組みであったということでもあります。

もちろん、これですべてを終わらせてよいはずがありません。そこで、私は、改革をより加速させるために、「三位一体改革推進法」という法律をつくるべきだとして、その制定を全国知事会などを通じて国へ提案をいたしました。この「三位一体改革推進法」は、国と地方の協議の場に法的な根拠を与え、政権の都合に左右されずに安定的に協議・運営することや、改革の推進計画をつくって進捗状況をチェックすること、さらには国と地方の議論の行司役として、有識者による第三者委員会を設置することなどを盛り込んだものでした。こうした提案活動などもあり、地方分権改革推進法が昨年4月に施行され、地方自治体にとっては本格的な分権改革を実現させる機会が訪れたわけでもあります。

地方分権改革推進委員会

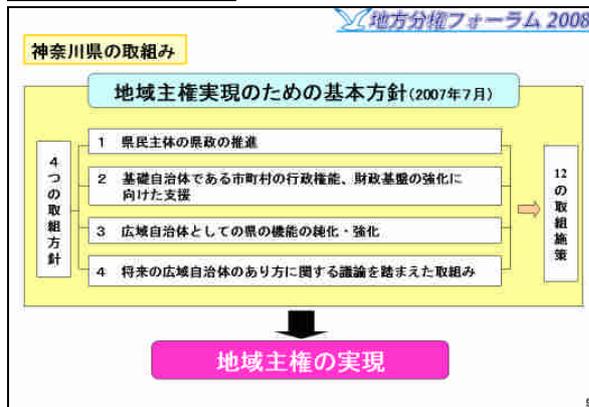
それではここで、先程申し上げました地方分権改革推進委員会が5月に取りまとめた第1次勧告について少し触れてみたいと思います。

今回は、基礎自治体である市町村の自治権の拡充に主眼を置き、くらしづくりやまちづくりという重点行政分野の抜本的な見直しや、基礎自治体である市町村への権限移譲と自由度の拡大などについて勧告しています。国から都道府県への権限移譲については、道路や河川など一部にとどまっている一方、都道府県から市町村への権限移譲につきましては都市計画決定の権限や特別養護老人ホーム、保育所の設置許可など、あわせて64法律・359に及ぶ事務権限を市町村に移譲することが具体的に提示されました。

第2次勧告は今年の11月ごろ行われる予定ですが、今回の勧告で先送りされた課題も含め、国の出先機関の見直しや法律による地方自治体への縛りの見直しなど、重要な内容が盛り込まれる予定であります。ただ、これまでの分権改革と同様、今回も国の各省庁は省益を優先する姿勢が目立ち、この地方分権改革に極めて消極的な対応をとっております。改革を実現するためには、福田総理大臣の政治的なリーダーシップを十分に発揮していただくとともに、神奈川県としても、引き続き、地方の自主性・自立性を高める真の地方分権改革の実現を目指して、全国知事会や神奈川県地方分権改革推進会議などと積極的に連携し、国への働きかけを強めていきたいと考えております。

以上申し上げましたとおり、地方が自立するための地方分権改革はいまだ道半ばであり、多くの課題も残されています。また、地方分権改革は、権限や財源を移譲し、地方の自主性・自立性を高めるだけでなく、こうした決定権を獲得した自治体において住民参加による住民主体の自治が行われることが何よりも大切になります。この後のパネル討論では、ただ今申し上げた課題を踏まえ、じっくりと議論してまいりたいと思います。

神奈川県を取り組む



次に、地方分権改革に関わる、私たち神奈川県の取組みを幾つかご紹介いたします。

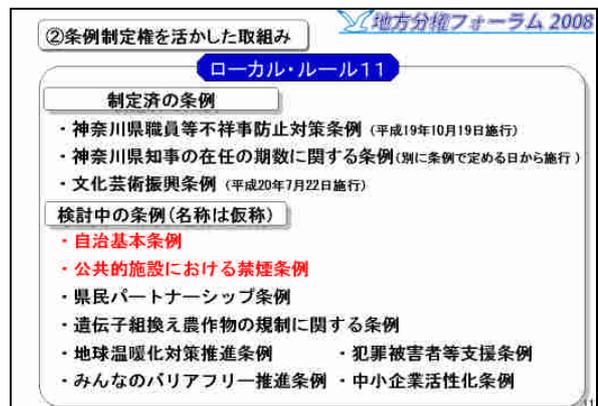
神奈川県では、昨年7月、地方分権改革に取り組む方針として、「地域主権実現のための基本方針」を策定し、現在、この基本方針に沿ってさまざまな取組みを行っております。その中に位置付けられている取組施策を中心にご紹介させていただきます。



まず一つ目は、毎年県が国に対して行っている政策提案についてであります。今年も5月に、私自身が担当の各大臣と面会をし、直接、神奈川県の提案をしてまいりました。提案内容は、地方分権改革はもちろん、がん対策や、あるいは地球温暖化対策など非常に多岐にわたっておりますが、神奈川らしい特色を持った提案もございます。例えば、神奈川県が現在力を入れている電気自動車、これは英語で「Electric Vehicle」といいますので、頭文字をとってEVと言っておりますが、このEVの普及促進についても国に提案をいたしました。

地球温暖化対策をどのように進めていくかは、地方自治体にとっても喫緊の課題であります。その点、神奈川には世界有数の自動車会社をはじめ、電池メーカー、さらにはEVを研究している大学の研究室、そして電力供給会社の研究機能などが集積しており、EVを開発し普及させる条件が最も整っている県であります。EVは温暖化対策の切り札ともなるもので、今回はEVの普及に向けて、税の軽減措置や、神奈川県の産学官によるEV普及促進の取組みを、地球温暖化対策の重点項目と位置付け支援することなどを提案してまいりました。

もし、神奈川でこのEV普及モデルが成功すれば、それが全国に広がり、全世界に広がっていったら、運輸部門のCO₂削減に大きな貢献ができるのではないかと、これを国に提案してきたわけでありまして。

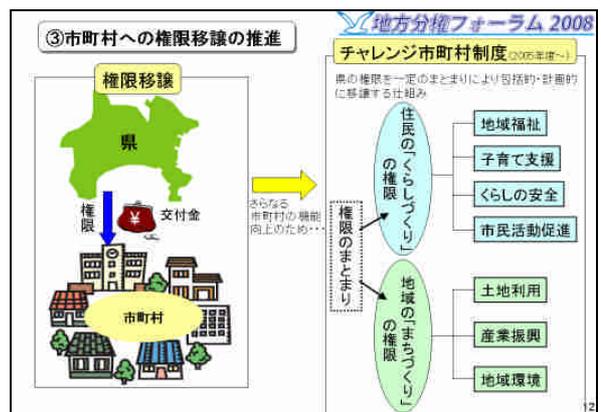


さて二つ目は、条例制定権を生かした取り組みであります。私は、二期目のマニフェストで「ローカル・ルール11」を掲げまして、地方の課題を解決するために、全国初あるいは全国で最も先進的な条例の制定を目指して取り組んでいくと県民の皆さんに公約をいたしました。

その中の一つに「自治基本条例」の制定に向けた検討があります。自治基本条例とは、一般的には、自治体運営の全般にわたって、その基本となる理念や原則を定めた条例と言われています。先程も申し上げましたとおり、今後、地方分権改革が進めば、住民自治の拡充が大きな課題となってまいります。さまざまな権限や財源が移譲され、地方で決められることが多くなった時に、住民の皆さんの意見を自治体運営に反映する仕組みやルールをあらかじめつくっておくことが必要となります。そこで、自治基本条例には、県民参加機会の保障を盛り込みたいと考えており、県民の皆様の声をしっかりと伝える機能を果たすものと考えています。昨年、条例素案のパブリック・コメントを行い、多くのご意見が寄せられました。今後、皆さんから頂いたご意見を踏まえて、引き続き条例案の検討を進め、条例成立を目指していきたいと思っております。

もう一つ例を挙げますと、「公共的施設における禁煙条例（仮称）」の制定に向けた検討も進めています。たばこが健康に及ぼす影響につきましては、喫煙者自身への影響だけではなく、他人が吸うたばこの煙を吸ってしまう、吸わされてしまう、いわゆる受動喫煙による健康被害についても多方面から指摘をされております。そこで条例では、公共的施設の室内またはこれに準ずる環境において原則禁煙を目指しており、本年4月には条例の基本的考え方への意見募集を実施し、多くのご意見を頂いたところであります。この基本的考え方については、中央公論の8月号に私の考えを論文にまとめましたので、ぜひとも皆さん、興味があったらご一読いただきたいと思います。

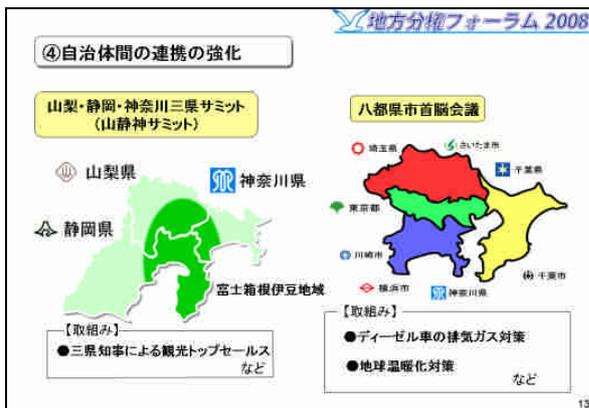
なお、この条例は、喫煙者を地域から排除するというものではありません。よく誤解があります。この条例は、受動喫煙の危険性から県民の皆さんを守るとともに、喫煙者の自由を尊重し、非喫煙者との共存を図るという意味が込められております。このように県民の皆さんにご支持いただける先進的な内容の条例にしたいと考えておりますので、どうぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



神奈川県チャレンジの三つ目は、市町村への権限移譲の推進へ向けた取り組みであります。地方分権改革推進委員会の第1次勧告には、市町村への権限移譲の推進が具体的に盛り込まれましたが、実は従来から神奈川県では、住民の利便性の向上や市町村の自治権の強化などの視点から、市町村への権限移譲に対し積極的に取り組んでまいりました。ただ、従来は、市町村と協議の調った個々の事務を逐次移譲する方式で行ってまいりました。市町村の機能をより一層向上させるため、一定のまとまりのある事務をセットで計画的に移譲していこうと、市町村と共同して、今から3年前に、包括的権限移譲の仕組みとして「チャレンジ市町村制度」を創設いたしました。

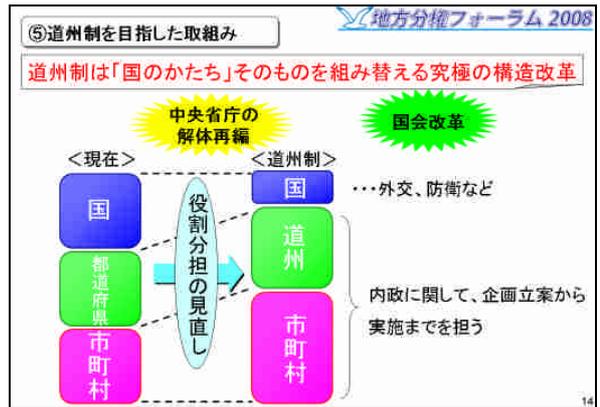
この取り組みは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、住民に身近な基礎自治体である市町村が地域の行政により主体的・総合的に取り組めるようにするものであります。今後とも市町村と十分に協議を行いながら、権限移譲のさらなる推進に向けて取

り組んでまいりたいと思います。



四つ目の挑戦は、自治体間、特に都道府県間の連携の強化の取組みについてであります。神奈川県では、環境問題や防災・危機管理対策などの広域的な行政課題について、首都圏の1都3県の知事及び四つの政令市の市長による「八都県市首脳会議」や、山梨県、静岡県、そして神奈川県の3人の知事による「山静神(さんせいしん)サミット」など、近隣自治体との連携・協調した取組みを推進しています。例えば、八都県市では、ディーゼル車の排気ガス対策について、条例による運行規制を連携して実施し、大気汚染の改善に取り組んでいるほか、循環型社会の仕組みづくりや広域防災プランの策定など、着実に実績を積み重ねてまいりました。さらに、先日の北海道洞爺湖サミットの主要テーマにもなった地球温暖化対策につきましても、夏のライフスタイルの実践や地球温暖化防止一斉行動に取り組む、特に今年は、七夕の夜、首都圏の皆さんに一斉消灯や電球型蛍光灯への交換などを呼び掛けたところであります。このほか、公民協働による、東京湾を中心とした首都圏全体の観光振興や、青少年に有害な家庭用ゲームソフト対策など、幅広い分野で連携・協調した取組みを展開しています。

また、山梨、静岡、神奈川の山静神サミットでは、急増が予想されるアジアからの観光客を富士箱根伊豆地域に呼び込むために、三県知事による観光トップセールスを行うことを合意し、今年4月に上海において、この地域の魅力を積極的にアピールしてまいりました。



さて、最後の五つ目は、道州制を目指した取組みであります。道州制は、単なる都道府県の合併とは異なります。都道府県の規模が単に大きくなるだけではなく、国と地方の役割分担の見直しを行い、国の役割を外交や防衛などの国家の存立にかかわるものに重点化し、また、内政に関しては、企画立案から実施までを広く地方自治体が担えるように、中央省庁の解体再編や国会の在り方の見直しも含めた「国のかたち」そのものを組み換える究極の構造改革であります。



私は、かねてより道州制の必要性について発言してまいりましたが、このところ、ようやく国や各政党、経済界などにおいて議論が活発になってまいりました。まず国の動向としましては、2006年2月に、第28次地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」を内閣総理大臣に提出いたしました。この答申では、国の役割を本来果たすべきものに重点化し、内政に関しては、広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像を確立するなどの見地から、道州制の導入が適当と

し、道州の担う事務や組織、区域例など、制度設計に関する基本的な考え方を示しております。また、昨年1月には、道州制担当大臣の下に、道州制ビジョンの策定について検討するため「道州制ビジョン懇談会」が設置されました。現在、有識者による議論が行われており、3年後を目途に道州制ビジョンが取りまとめられる予定となっており、今年3月にはその中間報告が発表されました。

こうした国の動きに対し、神奈川県といたしましても、道州制の検討が真の地方分権改革につながるよう、5年前に私の提案をきっかけとして設置された全国知事会の道州制特別委員会に参加するなど、熱い議論を進めております。また、道州制は、行政内部の議論だけではなく、何よりも県民、国民の皆さんと一緒に開かれた議論を展開することが必要不可欠であり、世論の後押しなくしては改革の実現は望めません。そこで、道州制を含む地方分権一般について、職員による出前講座やフォーラムを開催することによって、県民の皆さんへの情報提供や意見交換を実施しているところであります。

神奈川県では、約30年前に地方分権改革の出発点とも言うべき「地方の時代」を提唱するなど、従来から全国に先駆けて分権改革に取り組んでまいりました。本日のフォーラムを通じて新たな地方の時代への道筋を示したいと考えております。以上が私からの問題提起であります。

結び

さて、この後は、私も参加をさせていただき、パネル討論を行います。パネリストには、大変素晴らしいゲストをお迎えしています。全国知事会会長の麻生渡（あそう わたる）福岡県知事、神奈川県教育委員も務めていただいております宮崎緑（みやざき みどり）千葉商科大学教授をお迎えしております。なお、コーディネーターには、小林良彰（こばやし よしあき）慶應義塾大学教授にお願いしております。

神奈川県では、地方分権フォーラムを毎年開催し、多くの皆さんの参加を頂いています。地方分権への関心がこの神奈川の地で脈々と受け継がれ、高まりつつあることを大変力強く思っております。なお、本日の会場である横浜は、来年、開港150周年を迎えます。本日の議論が地方分権改革の新たな歴史の幕開けとなりますよう、そして、ご来場いただいた皆さんにとって実り多いものとなることを期待して、問題提起と併せ、私のあいさつとさせていただきます。

どうも皆様、ご清聴ありがとうございました。



「新たな地方の時代への扉を開く～分権改革と地方の自立～」



コーディネーター 小林 良彰 慶應義塾大学教授・日本政治学会理事長

皆さん、よろしくお願ひいたします。今、松沢知事から課題提起がございました。2000年の地方分権一括法施行から三位一体の改革を経まして今日に至るまでの流れを見ていきますと、もちろん、分権が進まなかったというわけではございません。進んだ部分もあります。しかし同時に、本当に当初、私たちが期待していたほど進んでいるのでしょうか。特に最近になりますと、むしろ分権が少し後退をしているのではないかと思うことすら正直言ってございます。私は地方分権というのは、ちょうど川を上流に向かってボートで漕いでいくようなものだろうと思っています。そのボートを漕ぐ手をちょっとでも止めると、ボートはその状態に止まっているのではなくて、自然と川下へ流されていく。私は分権とはそういうものではないのかと思います。つまり、常時、分権という声を上げ続けていかないと、今、せっかく私どもが手にしている分権すら実は後退をしていってしまうのではないかと思っております。

例えば、一つ例を挙げさせていただきますと、地方分権一括法で一番大きかったのは、機関委任事務制度の廃止であったと思ってお

ります。しかし、その中で 398 項目がご案内のとおり自治事務になりましたけれども、275 項目が法定受託事務として残りました。この法定受託事務と機関委任事務というのは、本来、異なる性格を持つものになるはずでした。具体的に言いますと、法定受託事務は、地方議会が条例をつくることのできる、あるいは国と地方は対等な立場にあるわけだから、法的な何か紛争が発生した時は、国地方係争処理委員会でこれを議論するということでした。しかし、現実はどうでしょうか。本当にその法定受託事務について自治体が条例をつくれるのでしょうか。つくった事例というのがどれくらいあるのか。あるいは国地方係争処理委員会は設置されていますが、実質的には自治体側があきらめざるを得ない。結果的にそうであれば、率直に言って機関委任事務と何が変わったのだろうかと思わざるを得ません。あるいは、地方債の発行が許可制から事前協議制に変わりました。しかし、国の不同意のもとで、なお自治体が地方債を発行できた事例というのがどれくらいあるのか。全て調べてみましたが、実はあまり許可制と変わらないのではないだろうかと思わざるを得ない状態です。

また、三位一体の改革でも、確かに紐つきの補助金も額が減りました。さらに、一般会計に入ってくる税源移譲の方が自治体にとっては自由に使えるわけです。しかもそれに伴って権限が国から地方に移ってくる正真正銘の地方分権が実現するはずでした。しかし現実には、その削減された補助金の 8 割が補助項目の削減ではなくて、補助項目はそのまま国の補助率、負担率の削減にとどまっているために、現実的には期待したほどは分権が進んでいないというのが率直なところではないかと思っております。

そこで、本日、このフォーラムを行うことになったのですが、進め方として、前半で、最初に、今日ご登壇の 3 人のパネリストの方が今の分権改革の現状を一体どう見ていらっしゃるのかをまず伺ってみたいと思います。

その上で、2番目に、当然、国に依存してばかりはいられないわけですから、自治体が独立をしていく、あるいは自立をしていくためには一体何が必要なのかということも議論したいと思っております。本日、福岡県と神奈川県といういわば勝ち組の知事がお2人いらっしゃるわけでありましてけれども、その地域の強みを生かして、具体的にはどのような工夫をしているのか。実は三位一体の改革の結果、各地域に大きな格差が広がりました。削減された補助金に比べて税源移譲の増収分が非常に少ない所があれば、その逆のところもあります。逆の所というのは一体どのような工夫をしているのかというのをぜひご紹介いただければと思っております。

そして、私としては、ぜひその前半の最後として、分権というのが、国から首長の分権だけではなくて、いわゆる住民がそこにどう関わっていけるのかを考えてみたいと思います。地方が自立をしていけばいくほど、それは地方の自己責任という問題が出てきます。その時に、やはり住民が関わった形での自立でなければ全く意味がないと思います。自分たちのことを自分たちで決めていく。実はこれは単に地方分権の問題ではなくて、民主主義にとって当たり前の話です。これは民主主義の大原則であるために、住民に対するいわゆる分権、参加というのをどうしていくのかを議論をさせていただきたいと思っております。

そこで一旦、15分ほど休憩をとりまして、その後、後半では、これからの将来の展望、地方分権に対してどういう理想を求めていくべきなのか、それについてパネリストの方々のお考えをぜひ披露していただければと思っております。

それでは、最近の分権改革の現状についてどうお考えなのか、まずぜひとも全国知事会の会長である麻生知事からこの点について伺えればと思います。よろしくお願ひいたします。



麻生 渡 全国知事会会長・福岡県知事

ご紹介いただきました全国知事会会長の福岡県知事の麻生でございます。このたびは、全国知事会議をこの神奈川県で行わせていただきます。明日、明後日と行うわけですが、今日のフォーラムを一つの大きな先駆け、力といたしまして、本当に実りのある知事会議にしたいと思っております。また、神奈川県皆さんには大変お世話になります。心からお礼を申し上げる次第でございます。

地方分権の現状についてであります。今、小林先生が非常に的確に、地方分権というのは川をさかのぼろうとしているようなものだ、ちょっと油断すると押し流されて下流に行ってしまうというお話がございました。これは地方分権についての非常に的確な表現であると思っております。と申しますのは、少し歴史をさかのぼりますと、我々の地方自治というのが決められたのは、現在の憲法によるのが初めてであります。それ以前は、都道府県はみんな、中央政府が任命する官選知事でございます。それが戦後民主主義、地方自治ということで、県民の選ぶ知事になり、議会ができました。そのときに、中央省庁は大変危惧をしたわけです。今までは命令一本でいろいろな国の政策は貫徹できた。ところが、選挙で選ばれた知事のもとでそれぞれの地方行政が行われるといった場合に、これは自分たちの思うような政策は実行できなくなるのではないかとありました。ここに国と

地方のそもそもの役割についての大きな考え方の相違がありました。

それをどう妥協したかと言いますと、これがまさに機関委任事務であったわけで、いろいろな地方自治の仕事を自治というよりも本質的に国の仕事なのだ、それを国から自治体に機関として委任するのだという考え方をとりました。その結果、仕事をどういうようにやるべきかについては、国が指示できるというやり方を残したのが機関委任事務であったわけです。したがって、このやり方は本質的には地方自治と合わないやり方であったのですが、そういう一つの妥協をしてスタートしました。結局長い間かかりましたけれども、先程お話がありましたように機関委任事務を廃止しまして自治事務という形にしたということでもあります。

内容については、小林先生が、不十分な点があるということでしたが、誠にそのとおりであります。しかし、考え方を大きく根本的に転換して、機関委任事務というものをなくしたというのは非常に大きな進展であるわけであります。

もう一つ、今、第二期分権改革で大きな問題になりますけれども、これは国の出先機関です。これは、やはり国側は非常に心配だということで、地方に国の出先機関をつくったのです。そして一部の事務を直轄で行うという体制をつくりました。この地方の出先機関がずっと大きくなりまして、そこに二重行政が発生することになり、今やこの問題をはっきり整理しなければ、あまりにも多くの無駄と、そしてまた本当の地方自治が行えないということになってきたのです。今やそういうことありますから、今回の第二期分権改革の大きな課題は、まさにこの出先機関をどう整理して地方側にしっかり権限を移していくか。今、道路と河川について直ちに問題になっていますけれども、国から地方へ出先機関から移そうとしている事務において、道路にしましても河川にしましても、一つの県内の

道路なり河川を管理する権限は、国が持っていたのです。これを、一つの県内にあるような権限はもう地方に移してもいいではないかということです。

しかし、国においては何とか直接地方に影響力、権限を及ぼそうとする力が常に働いている。その中で、常に我々は、自治という観点からそれを排除しながら、本当の住民自治をやっていかなければいけない。その意味で、地方分権は常によほどの力を持って前向きの努力をしていかなければ、まさに小林先生が言われたように川下に流されてしまうということでもあります。

それから、現在、どんどんと分権が進んできております。それについて、いろいろ言われますけれども、少し長い目で見ますと明らかに分権は進んできていると思います。例えば、今申し上げましたように第一次分権改革の検討の際には、道路とか河川の国の出先機関から地方への移譲というのはもう議論にさえできないという状態でありましたけれども、今回は、いやが応でも議論ののっていかざるを得ないという大きな変化が起こってきております。これはなぜかということなのでありますけれども、やはり我々の社会の実質が変わってきたということが大きな背景にあります。

一つは、何といたしましても、私どもの社会の構造的な大きな変化といたしまして、少子高齢化社会になってまいりました。先程も松沢知事からお話ございましたけれども、少子高齢化社会になった場合には、それぞれの地域の実態に合ったやり方で行政サービスをしなればいけない。国の一律のやり方では本当に質の高い、満足度の高い行政はもはや実施できない。国が一律に同じようなやり方を全国で一斉にやるのでは、地域の皆さんの気持ちに合わないし、効果的にできないし、お金もかかり過ぎています。ですから、どうしてもやはり地方分権という形で、それぞれ独自の地域の実態に合った形で行政を展開し

なければ、これは良い行政にならないということでもあります。

そしてもう一つ、国の地方に対する考え方が根本的に変わりました。かつては、国の全体に対する政策は、国土の均衡ある発展ということでした。均衡あるということですから、どこに行きましても大体同じような水準の行政サービスを保障するという考え方であったわけですが、もうこれはやっておれない、だから国土の特色ある発展でやっていくのだということになったのです。特色ある発展とは何かというと、もうみんな同じような形で国が引き上げることが出来なくなりましたので、自分たちの特色に合わせた形で、自分で自分たちの行き方を決めてくれということを実は言っているのです。ですが、それをやろうとしますと、地方側としましては、それでは自分たちの運命は自分たちで開く、そのためには当然、自分たちの自主的な権限、自主決定権が必要なわけです。ところが一方で、その自主決定権は実は霞が関が与えようとしなくて、もう頑固に守ろうとしているのです。そういう状況の中でも、やはり大きな流れとして分権は進んでいる、進めざるを得ないという時代の要請があります。

もう一つ、分権をやらなければいけない理由は、我々の時代において、冷戦が終わった後、明らかに世界が変わったことです。世界がまさにグローバル時代になったわけであり、かつての国民国家は東西の対立が非常に激しくて、国家単位できちっとルールをつくりながら、守りながら対立をするという時代でありましたけれども、グローバル時代の大きな特色としてそれがなくなりました。むしろ国家単位よりも、いろいろな社会の主体が国境を越えてどんどん活動していくという時代になってきております。したがって、今、世界はまさに分権時代に入りました。どの国も、国がいろいろなことで細かくやっていくという固い国家よりも柔軟な国家となり、分権をやらせて、そこでいろいろな知恵を出していこうということなのです。例えば強い

中央集権型であったフランスでさえ分権をやっております。あるいはイギリスも分権を思い切って進めるということになりましたし、アジアでも、韓国なども日本と同じ官選知事だったのを民選知事に変えている。やはり分権をやっていかなければ社会全体がうまくいかないということになっております。

そのような背景がありますから、どうしても我々は分権を進めていくというやり方をしなければ、日本全体がうまく機能しないという時代になっている。したがって、いろいろな曲折はありますけれども、大きな流れとしましては、第一次分権改革、今進めている第二次分権改革、明らかに第一次分権改革を基礎にしながら第二次分権改革に進みつつあるわけであります。

最後にぜひ申し上げたいのは、一番大きな我々の課題は、地方側の政策能力です。しっかりした政策をつくり上げ、これを誠実に実行する能力、これを我々は高く持たなければいかん。この点においては、我々地方側は大いにまだ努力をしなければいかんということがありますし、これがなければ本当の意味での分権はなかなか実現できないということでございます。以上です。

小林教授

ありがとうございます。

それでは、宮崎先生のほうから、お2人の知事に挟まれて、住民という立場から、最近の日本の分権改革の現状をどういうふうに見ていらっしゃるのか、これについてぜひ率直なところを伺えればと思います。



宮崎 緑 千葉商科大学教授・神奈川県教育委員

今、大きな時代の転換点にあつて、様々な分野で構造改革が行われているというか進みつつあるというか、せざるを得ないという状況になっています。今年様々な事件がありました。例えば、北京のオリンピックを目指した聖火リレーで何が起こったか。チベット問題に抗議する勢力が聖火リレーを妨害する。それに対して中国の愛国的な方々がさらにその反対の運動をするというような大変な事態が各地で行われたわけです。あるいは、最初に妨害が目立ったフランスに対して、中国国内で、フランスの商業施設の不買運動が始まるなど、こういう運動の背景に何があるかというところもITです。この指令がみんなインターネットから出てくるわけです。インターネットのチェーンメールなどで、例えばどういう行動をとろうというようなことが意思交換され、意思決定に至って、社会の行動につながっていく。それを政府はコントロールできずにいるという状況が各地で起こってまいりました。つまり、情報化の進展で、意思決定の仕方とか仕組みとかが大きく変わっているということが形として出てきているのです。

あるいはもう一つ、アメリカで、今年は大統領選の年ですが、民主党の大統領候補選で、オバマ候補とヒラリー候補が大変激しい戦いをずっと繰り広げてまいりました。いずれにしても白人男性という今までの大統領像を破る新しい形の候補でございますから、世界中の注目を集めていたのですが、同じ民主

党なので、スローガンは「Change」、改革というのを2人とも挙げていたわけです。ところが、そこに微妙な差が出ておまして、ヒラリーさんの方は従来型の、マスメディア型の対応だったということが、一つの切り口として言えると思うのです。私に任せなさい、私を変えてあげるという態度だったのです。それに対してオバマさんはみんなを変えていこうとした。実際に選挙戦で活用したのもITです。インターネットや携帯、モバイルネットを非常に重視して進めていった。いろいろな分析がありますがけれども、この差が一つの勝負の分かれ目になったということも言われています。

ということは、世の中がもう既に従来型のピラミッド式のヒエラルキーで覇権的な権力構造から、一人一人のプレーヤーが、一人一人の主権者へ転換したと言ってもいいと思います。ピラミッド式から分散型へ同列・同格に分散していくというように移り変わっているということを如実に示しているのではないかと。このピラミッドは、例えば国際社会の構造もそうです。西においては、アメリカが頂点にあつて、そしてG7のほかの国、ドイツ、イギリス、フランスあるいは日本があつて、その下の裾野のところには例えばアジアの新興工業諸国があつてというようなピラミッドがあつたわけです。これにもう一つ東側がありました。旧ソ連が盟主になって、そして東側の国々があつて、バーサスな二極対立構造であつた。しかし、これは崩れたわけです。ですから、一昔前の湾岸戦争では、アメリカが行くと言ったら多国籍軍がすぐにできたわけです。軍事力を送れない我が国は、90億ドルのお金を出して非常に損な立ち回りをしたというトラウマになったような事件があつたわけです。しかし、この間のイラクの戦争についてはアメリカが行くと言ったら、フランス反対、ドイツ反対、ロシア反対、中国反対だった。特にフランスは国連の安全保障理事会の常任理事国として拒否権を発動した。つまり、もうピラミッドではない、分散型だということが国際社会の構造でもはつき

り出てきているわけです。ただし、ちょっとでこぼこはありますけれども。

ネットもそうです。いろいろな所でこれが起こっているわけです。ネットワークも、ホストコンピューターがあって、そしてそこからたこ足状につながっていると、中央がハッカーに破壊されたら、後はもうみんな親亀の背中の子亀がこけたみたいな形になってしまう。でも、分散型のネットワークだと、どこかが切れてもほかでつなげばいい。あるいは、悪いものが入ってきたらそこで切断すればいい。非常に柔軟にセキュリティーを守れる。そのような形でピラミッド型から分散型へ転換しています。

だから、国があり、都道府県があり、市町村があるという形において、国も都道府県も市町村も同列・同格で分散型となる。これは世界の動きの流れと一致した方向性だと思うのです。しかし、その動きそのものは、周回遅れなどという言葉がありますが、かなり遅れているのではないかと。世の中の方が随分先に行っているのではないかと。そうすると、いろいろな意味でサービス提供しなくてはならない行政側の仕組みが整っていなければ、どんどんそこに差ができてしまう。現実の方が先へ行っているわけです。それにどう追いつくかというような場所にいるのではないかと。これはただ追いかけたら追いつきませんか、もっと違う次元から構造的に変わっていかなければ本当の地方分権というのは手にできないのではないかと見ております。

小林教授

最後に、神奈川県からいろいろな提案を分権の問題についてされている松沢知事に、分権についての国の今の姿勢をどういうふう感じていらっしゃるのか、ぜひお話しいただければと思います。



松沢成文 神奈川県知事

先程の問題提起で、神奈川県が考えている分権改革の総論はお話しさせていただきました。今、小林先生から、国の姿勢についておそらく何か頭に来ていることはないかということだと思いますが、これはたくさんあるのです。二つだけ具体的に紹介します。

実は、三位一体の改革で、税源移譲、補助金の削減、そして交付税の見直しを一緒にやっというということで、国は、地方とも相談しないで地方交付税を3年間で5兆円も減らしたのです。なぜかという、国の財政が厳しいから、もう地方に調整財源として渡す金は無いと、どんどん減らしたのです。全体が20兆円前後のうち、3年で5兆円も減らされたのだから、これは大変なことです。特に財政が厳しい市町村や都道府県は、今までもらっていた地方交付税がどんどん減らされますから、みんな行き詰まったのです。もっと言えば、地方自治体の格差がどんどん大きくなったのです。東京都のような裕福なところは地方交付税をもらっていませんから関係ないのですが、やはり地方では地方交付税が収入の3分の1を占めるようなところばかりです。これがもうみんな地方交付税が大きく減って何もできなくなったのです。

それで、この格差をどうにかしろと全国から声がわき上がったのです。国も困ってしまいました。本来ならば、地方交付税を減らしたから格差が大きくなった、地方が苦しむようになったので、この地方交付税をとりあえ

ず戻すのが筋です。ところが、国は、もう自分たちも出せるお金は無いのだと言った。それで何をやったかという、地方税を召し上げたのです。法人事業税という神奈川県でも福岡県でも頂いている税があるのですが、そのうちの一部を、たくさん頂いている県から召し上げて、それを財源の少ない自治体に配ってこうという調整財源に使ったのです。本当なら国税から地方税に税源移譲をしなくては行けないのです。というのは、地方税というのは地方が使うために取る税です。だから、神奈川県も福岡県も、今、一生懸命企業誘致をして、産業基盤を整え、法人税収を上げて、その税収で財政再建をしよう、その税収で福祉や教育を充実しよう必死に頑張っている産業育成をやっているのです。ところが、産業育成で上がってくる税金を一回国が召し上げてしまいます。だから、すごく言い方は悪いですが、一家に例えると、まじめにアルバイトして頑張ってきた子供が家に帰ってきたら、父親がその日、パチンコで金をすっちゃったので、子供にそのお金を貸せ、そのお金で家族を食べさせるからと言って、家族に食事を与えている、こういうことです。だから、国は、地方分権と言いながら、地方からお金を召し上げてそれを配るという逆税源移譲をしてしまった。全く地方分権が何たるかわかっていないことには腹が立ちました。これは今からまた闘っていきますけれども。

あともう一点だけ。神奈川県の子供の話で言いますと、実は神奈川県は、私が知事1期目のときに「水源環境保全税」というのをつくりました。神奈川県民の皆さんから、1年間平均すると950円ぐらい、所得の高い人で2,000円ぐらい、低い人だと300円から400円ぐらい頂いているのです。水を蓄え、CO₂を吸収し、あるいは私たちに憩いを与えてくれる大切な森林がどんどん荒廃してきているのですが、これを再生しよう、水源と森林を守ろうということで、議論に議論を重ねて、皆さんから頂いている税です。

丹沢には3種類の森林があります。3種類というのは、管理している者が3種類ということです。一つが国有林、一つが県有林、もう一つが私有林、これは民間の人が持っているものです。この「水源環境保全税」を使って民間の人が持っている私有林を一生懸命再生しています。県有林も今、一生懸命再生しています。丹沢は、森林再生50年構想をつくり、50年かけて生まれ変わらせますから、そのために「水源環境保全税」も使っているのです。

問題は国有林です。私たちは「水源環境保全税」までつくって私有林と県有林の再生をやっていますから、国有林も県に移管して一体的に整備したいと考えています。しかし、これは国がずっと管理してきた森なのだ、県に渡せるようなものではないと国は言うのです。でも、皆さん、国有林と私有林は管理の仕方が違うのですか、国が特別な技術を持っていて国だけしか管理できない森林なのですか。森林の管理の仕方、再生の仕方は一緒ですから、国が持っている財産でも地方に譲って、地方で一体的に森林整備をやらせて欲しい。そうすれば、丹沢は早く再生できて、私たちの水が守れる。こう言っても、ほとんど聞く耳を持ってもらえない。ですから、こういう部分でも国の姿勢というのはまだまだ地方を信じてもらっていないと言うか、国がやっているのが一番良いのだ、地方は黙っているというような姿勢が目立つのです。やはり、国と本気で戦って打ち勝つことができるかが、地方分権を進められるかどうかのカギだと思います。

小林教授

ありがとうございます。今、総論という形でお三方から現行の分権改革の現状について率直にお感じのところをお話いただきました。これからはその中身について一つ一つ議論を進めていきたいと思っています。

最初に、地方が自立をしていくために、具

体的にどう国の枠組み、制度を変えていく必要があるかということだと思います。どうしても日本で避けて通れないのは税財源の問題です。日本には今まで自治の原則と均衡の原則がありました。自治の原則というのは地域のサービスというのは自分たちで決めて、自分たちの責任でやっていくべきだという理念であり、その一方で、同じ日本だから、どこに生まれようと同じサービスを受ける権利があるし、同じ負担でいだろうという均衡の原則があったわけです。麻生会長が先程お話しになられたとおり、最近国としていわゆる護送船団式に全部の面倒を見ていくという財政状況では残念ながらなくなってきていますので、特色ある発展というふう用語は変わってきているわけです。いずれにせよ、日本はこれまで均衡の原則に基づいて、使うのは地方の方が多けれども、国が一度たくさん集めて再配分をするという形をとってきました。この仕組みをどういうふうに変えていくべきなのか。ドイツはドイツのやり方、カナダはカナダ、連邦制の国々もみんな違うやり方でやってきております。日本は今まで地方交付税、基準財政需要と基準財政収入の差は地方交付税で補填をするということを原則としてやってきたのですが、地方がこれから自立をしていくためには、その税財源の制度をどう変えていく必要があるのか。ただ、その時に、当然生じるであろう地域間格差の是正はどう行っていくべきであるのか、この点をまず麻生会長にお尋ねをしたいと思ます。

麻生知事

小林教授のお話にありましたけれども、支出から見ますと、地方側の支出が国全体の行政支出の6割を占めている。逆に言いますと、国は4割である。しかし、税収という財源の面から見ますと逆転しておりまして、地方が4割しかない、それで国が6割あるということなのです。その差の2割の部分、非常に大きな金額になるのですけれども、これがいわゆる地方交付税、あるいは各省がずっと

細かくやっている補助金という形で地方に渡されるという構造になっております。

まず我々が求めますのは、そのような支出と税収、財源のアンバランス、これを直すこと。徹底して言いますと、今の4対6の支出と6対4の歳入のバランスを、同じように歳入サイドを6にする、逆に国の財源を4にしてしまうということに持っていくのが最終的な目標であります。しかし、いきなりそこまではなかなかいけないということで、私どもはまず、財源分野の国と地方の配分を5対5まで持っていくべきであるという主張を目標に掲げて、今、分権運動をやっているわけです。それでは、5対5にする場合にどのような方法を用いるべきかにつきましては、やはり我々の固有の財源、税源を地方に移すということをするべきである。その場合、税もいろいろあります。先程のような法人関係税、あるいは地方消費税がありますけれども、税収の格差ができるだけ少ない税の種類によって地方の税源を増やしていくことを考えなくてはいけない。それを具体的に考えていきますと、税収格差、税収の偏在が一番少ない税が消費税であります。大体、法人二税になりますと6倍以上の税収格差があるのですが、地方消費税はいろいろな税の中で一番少なく、1.9倍ぐらいになります。したがって、まず、偏在性の少ない地方消費税を充実していくことによりまして、地方の税源を充実させていく。それでもなおかつ、やはり税収が非常に多いところ、あるいは少ないところが出てくるというのが現実であります。それにつきましては、地方共有税という考え方をとりまして、地方間で調整をしていくというやり方を導入すべきであるということです。今の地方交付税の一つの大きな欠陥は、何をしたらいくらの交付税措置をしますよという補助金的な交付税になってしまったことです。本来は地方交付税というのは、ちゃんと一定の行政需要を図って出てきたものは地方が自由に使っていいはずなのが、積み上げでいろいろなことをやった場合のみ地方交付税が来ますということになりますから、本来

の交付税の目的、一般財源をしっかりと渡していくという目的からだんだん外れてきている。したがって、地方共有税という形で調整をする場合には、やはり本来の個別の政策によって需要を判断するのではなくて、一般的な基本的な財政需要を満たすという基本的な要素を厳選した形で行う必要があると思っています。

小林教授

ありがとうございます。そうしますと、今の垂直的調整というよりは、ドイツの水平的調整に近いものになっていくということだと思います。

今、税財源のお話がありました。ただ、地方が自立をしていくためには、今度は条例の問題ですね。法定受託事務に対してどれくらいつくれるのかということも、ちょっと先程私は申し上げましたが、松沢知事から、この条例制定権の現状についてのお考えと、これをどういうふうにしていくべきであるとお感じになっているのか、教えていただければと思います。

松沢知事

先程麻生知事から、地方分権改革で税源や財源が地方に渡るとは非常に重要だけでも、それと同時に、地方が政策をつくり実行する能力を持たなければいけないという話がありました。今までは国に依存していればやっていけたのです、言い方は悪いですが。困ったら、「補助金下さい」、「地方交付税下さい」、「助けてください」、「指導してください」でやっていけた部分もあった。ところが、地方分権改革というのは良い意味では競争の時代ですから、良い政策をつくって他の地域よりもっと良い行政をやるというように競争しないと、地域の住民に福祉を保障できません。神奈川県は、この面でも先輩の知事さんたちが大変進んだ政策をつくってきた県なのです。

例えば、情報公開は今だったら当たり前でしょう。情報公開条例を持っていない県というのは、今、一つもありません。市町村で九つあるとこの前聞いたのですけれども、どこに行っても情報公開は当たり前です。役所で持っている情報は議員や役所の職員のものでない、主権者である市民、県民、みんなの共有物なのだという思想に立って、役所の情報は原則公開するというを都道府県で初めて行ったのが神奈川県の長洲知事です。1983年のことです。当時は国も消極的でした。ところが、長洲知事が条例を神奈川県で初めて制定したら、これは素晴らしい先進的な政策だということで、全国の自治体に広がっていきました。そして、最後に国が情報公開法を制定したのが1999年です。こうやって地方が新しい政策、条例制定権をうまく使って、国まで動かす。これは神奈川県の伝統です。

環境アセスメントについても同じようなことが言えます。環境影響評価条例を今、県は持っています。これは大規模開発する時に、その開発をしたらどういう環境影響があるかというのを事前に調査して公表していくという画期的な環境政策です。神奈川県は、それを積極的に条例まで制定して行った。川崎市、北海道に次いで地方自治体では3番目に制定しました。そうしたら、全国に素晴らしい政策だと広がって行って、環境庁がその後に仕組みとして認めたわけです。こうやって条例制定権を積極的に使い、新しい政策をその地域で議論してつくり上げて、それがうまくいったならば、他の地域に広がって行って、結果として国全体を変えていく。これぐらいの積極性がないと、やはり地方自治というのが本当に生きてこないと思うのです。

そこで今、先程紹介しました11本の先進的な条例をこの4年間でつくりますと言って議論をしています。例えば、「公共的施設における禁煙条例（仮称）」については皆さん全員ご意見をお持ちでしょう。たばこを吸う人

も吸わない人も、若い人もお年寄りの方も。これだけみんなの身近な話題を、みんなから意見を聴いて議論して一つのコンセンサスをまとめ上げて、それを条例にしていくというのはものすごく大変なプロセスです。既に1年間議論していますが、2年間かけてこれはどうにか成功させたいのです。そうやって地域の意思で、みんなで意見を出し合っただったルールがその地域の新しい社会の価値になっていく、こういうことを先駆的にやらないと、地方分権というのが積極的に評価されないと思うのです。

そこで私は、今後、条例制定権の強化をぜひとも地方分権改革の中で仕組みとしても保障して欲しいのです。つまり、国は、基本的な、ベーシックなルールだけを決めて、そのルールの中でより規制を厳しくしよう、より対象範囲を広げていこうといったことはもう地方に任せてほしい。なぜなら、地域の実情というのは、例えば神奈川県と北海道とでは全然違うのです。駅前の商店街にしても、福祉の内容にしてもそうでしょう。それを全部国が法律を決めてその範囲内でやりなさいというのでは、うまくいくはずがありません。国は基本法を決めて、あとは条例に任せる。これがよく言われる上乘せ条例とか横出し条例といった条例制定権の拡充です。

つまり、今後の地方分権改革を成功させるには、一つは経済自立、やはり税収がきちんと取れる経済圏を持った広域自治体を考えていかないといけないと思います。いつになっても税収が足りない、誰かサポートしてくれというのでは困る。経済の自立です。もう一つが政策自立です。自分たちの地域のルールは自分たちでかなりの部分を決めさせて欲しい。これが両方成功して初めて地方分権改革というのは成功すると思っております、そのためには制度上の条例制定権の強化が大切です。そしてまた神奈川県としては、このような良い条例を神奈川でつくって、それが広まるということを県民の皆さんに実感してもらえるような条例制定を目指していきたいと

思っております。

小林教授

お2人の知事が今おっしゃっていただいたことは大変、重要なポイントです。地方分権という名前がついていますけれども、中身は実は同床異夢で、かなり国と地方で考える内容は違うことが多いです。ですから、国としては、やはり残念ながら現在の財政状況であれば、中央政府の財政再建というものがどうしても真っ先に来ます。そこで、国が今までやってきたもののうち、お金がかかるものから地方へどんどん来るわけです。公的介護保険がそうでしょう、それから最近の後期高齢者の医療問題もそうです。でも、肝心の税源が来なかったらやりようがないわけです。その結果、国は財政再建できるけれども、そのお金がかかるものが来た地方はどうなるのか。ですからまず、麻生会長が言っている税財源の移譲を行わなければいけない。しかし同時に、それは地方間で調整をして、格差を排除しなくていけないというのは、まさにその通りだろうと思います。

それから松沢知事がおっしゃった条例制定権の重要なポイントは何かということ、私は、水戸黄門的な改革はうまくいかないと思うのです。水戸黄門のテレビをご覧になっている方はいらっしゃると思うのですけれども、私はいつもあれを見て疑問に思うのは、水戸黄門が去った後、そこはどうなっているのだろうということ。水戸黄門がいるうちは、越後屋さんとか皆さんは「ははっ」と言っていますけれども、去った後、また悪代官が戻ってくるということもあるわけです。ですから、素晴らしい知事がいるときは、その県はもちろんうまくいくのですが、もし将来、他の人にかわってもやはりそれが残っていかないといけない。素晴らしい知事がいるときに条例をつくって、その条例が将来的にその県を動かしていかないと、地方分権というのは本当につくっては壊れといったことになってしまうと思うので、とても重要なポイント

だろうと思います。

そして、地方分権という時にどうしても避けて通れないのが教育の問題です。これはどうしても国が全国一律にしてきた問題で、必ずしもそれを私は悪いとは思っていませんが、教育について宮崎先生は、この地方分権との兼ね合いでどういうふうにするべきであるというふうにお考えですか。

宮崎教授

教育委員を務めているので、非常に発言しにくいところではありますが、一応、教育は知事部局とは独立しておりますから、仮に出来の悪い知事がいても教育の質は落とさないようにということでは一生懸命取り組むところがありますけれども。

とても疑問に感じるところは幾つもありまして、例えば教職員のお給料です。これの国庫負担がどうのこうのというのが、三位一体の改革の頃に非常に問題になっておりました。国と都道府県が教職員のお給料を半分ずつ出していたわけです。今、国の負担が3分の1になりましたけれども、国と都道府県ということは、市町村は出していないわけです。しかし、多くの義務教育学校というのは市町村立です。すると、市町村立の義務教育学校の先生方のお給料は国と県で出しているわけです。お金を出しているところと責任を持つところが違うのです。こういうことは、行政の分野以外では起こり得ないことだろうと思うのですが、やはりこれは教育の問題の根底で大いに考えなければいけないところではないかと思っています。やはりお金を出さなければ責任も持つ、出さないなら口は出さない。きちんと自分のところでやろうと思ったら、そこるところまで責任を持つという仕組みに変えていかないといけない。子供ですから、教育ですから、人間をつくるわけですから、そういう現場で果たしてうまく回っていくかどうかというと、非常にやりにくいところがあるのではないかと思います。

例えば、一校の校長先生の裁量権がどれくらいあるのかということ考えた場合に、仕組みの部分とやりたいこと、現実と理念との差が大き過ぎるのです。これが教育問題の根底にありまして、個人の努力だけでは何ともならない部分をシステムとしてどう変えるかというのは、かなり緊急の課題だと思います。

今まで国は、ナショナルミニマムというような言い方をして、すべての国民が必要最低限のすべてのレベルを同じように教育で受けることができるようにということを生懸命言っていたのです。しかし、これを地方分権にしたら達成できないかということ、それはあまりにも地域を信じていないやり方だと思います。だから、国から何か指導が来て文書が回ってくると、付箋がついて県に来て、県からまたさらに付箋をつけて市町村に行って、さらに付箋をつけて学校に行つてといったような悪循環になってしまうのではないのでしょうか。

もちろんナショナルミニマムは大事だと思います。何歳までに何ができるようにするか、どんな人間をつくるかということ、大枠では全国的な統一のコンセンサスが必要かと思いますが、その先の個性ある、特色あるという部分には、もっと分権が機能できるような仕組みを早くつくらないといけない。まあ、これは少しずつ進んでいるのだらうとは思いますが。

だけど、例えば学力検査などをするときのデータが出てきます。すると、神奈川県の場合は、大きな政令指定都市を抱えています。横浜市や川崎市といった大変素晴らしい自治体を抱えています。そうすると、そのデータの中に横浜市と川崎市が入っていなかったりするので、横浜市と川崎市は独自にやっているわけです。これについて県はアンタッチャブルです。だけれども、お金は県が出しているわけです。このことは何かおかしいと

思いませんか。そういうようなところからやはり取り組んでいくべきではないかと思っています。

小林教授

ありがとうございます。国と地方それぞれに応じた権限の見直し、それからやはり財源の見直しが必要になるのだろうと思っています。

現行の制度でも実はかなりのことはできるわけございまして、機関委任事務の時代ではございませんので、現在、どなたが知事をおやりになるかによって全くその県の行政の状況というのは大きく変わってきております。

松沢知事にまずお伺いしたいのは、三位一体の改革の結果、実は神奈川県が全国一となる、削減された補助金の1.5倍の増収が来ておりますので、格差という点でいえば実は一番、東京以上に黒字になっている自治体なのです。これは具体的にどういう施策によって現行の制度内でも導き出しているのか、少しご紹介いただければと思います。

松沢知事

神奈川県という自治体を経営するという意味では私はマネジャーの役ですから、その経営の根本は、「入るを量りて出づるを制す」です。徹底した行政改革、事業の見直しなどによって、出て行く方は切り詰める。そしてまた、入るを量らなくてはいけないのですが、神奈川県は大きな自治体ですから、国を頼りにするわけにはいきません。自分たちで税収を確保しなくてはいけないのです。その税収確保の最も重要な点は、一言で言うとうと、やはり企業誘致です。実は都道府県の税収の半分ぐらいは企業から頂く税収です。この税収は企業の利益に影響されますので、不況になると大きく歳入が下がって赤字団体になってしまう。一方で、すごく景気が良い

時などは、「えっ、こんなに税収増えたのか」とびっくりするぐらいの乱高下があります。神奈川県では、バブル崩壊後の不況でどんどん企業が外に逃げていきました。神奈川県は地価も高い、環境規制も厳しい、あるいは人件費も高い。そのため、もっと操業条件の良い土地にものすごく安く誘われていたり、あるいは中国などへ企業が出て行ったりしてしまふ。それで神奈川県からどんどん産業が出ていくのです。私が知事になったころはこうした状況でした。

これはいかんと思って企業誘致大作戦に入りました。それが「インベスト神奈川」という作戦です。これは、企業が神奈川県に新しい投資をしてくれると助成金を出します、税を減免します、あるいは雇用の助成金を出します、さらには県の職員がすべてワンストップでサポートしていきます、というものです。こうやって企業誘致をやったのです。ただその時に、神奈川県の特徴を考えて戦略をつくらなければだめなのです。他の県もみんなやるわけですから。大きな企業の場合は、本社はやはり東京が有利なのです。経済の中核機能、行政の中核機能は東京ですから。だから、本社機能を東京と取り合ってもなかなか勝てない。では、手足となる量産工場を誘致しようといっても、九州や東北は地価が神奈川の3分の1、4分の1です。地価も安い、人件費も安い所と競い合ってもなかなか勝てないのです。

では、神奈川が一番有利なものは何かというと、研究開発機能です。これは本社の近くにあって、できるだけレベルの高い人材が集まる。つまり、工科系の大学とか大学院を出たような研究者もたくさんいる。それで交通の便がいい。海外とつながっている。羽田空港も国際空港になります。首都圏には素晴らしい大学がたくさんあります。そして東京の本社にも近い。こうしたことから、研究開発機能を神奈川に集積させようということで、実は、投資するときの助成金の補助率も研究開発機能に対して高くしたのです。工場は

10%補助します。本社も10%です。でも、研究開発機能を神奈川に投資してくれる場合は15%の助成を出します、税も安くします。こういう作戦を組んだのです。そうしましたら、この3年間で130社ほどの新しい投資が神奈川に来たのです。その中には研究所、研究開発施設の投資も数多くありました。

それで、今ある神奈川県内の既存の研究開発機関、技術力を持った中小企業、県内にある優秀な工科系の大学といったものがネットワークをつくって共同研究、共同の技術開発、技術の交流をやっていけば、神奈川県全体がシリコンバレーのようなものづくり、製造業のR&D機能の中心地になっていくのです。そうすれば、集積が集積を呼びます。企業研究機能を置くとしたら、神奈川に一番情報があるよ、神奈川に一番人材があるよ、神奈川に一番企業が集まっているよとなり、集積が進んでいくのです。

こうして神奈川県では産業集積を戦略的に考えて、今では企業からの税収も多少期待できるようになってきたのです。その税収を使って財政再建もできるし、福祉や教育やまちづくりにもお金を回せる。マネジメントとしての自治体経営が成り立つわけです。産業政策などはかなり都道府県のレベルでできるものがあります。他の都道府県と良い意味で協力することも日本全体としては必要ですけれども、一方で、その県の持つ特色を生かして、先進的な戦略を持った産業政策をつくって、他の地域に負けない産業基盤をつくっていくことができると思います。

小林教授

ありがとうございます。

それから、麻生会長が知事を務めている福岡県は非常に今元気で、ベンチャーに対する支援ですとか、あるいは基幹系のITの育成というのも行っています。実は麻生知事はもともと特許庁長官を務めていた方ですし、技術には詳しいですし、英語にもご堪能である

ことはよく承知しておりますけれども、例えば地理的な特性も含めて、福岡県としてどう取り組んで今の元気ある福岡にしていっているのか、少しご紹介いただければと思います。

麻生知事

元気な福岡をつくるために非常に重要な視点と私どもが考えているのは、ボランティアやNPOです。これらは、日本の社会の中で今急速に発展をしております。新しい勢力といえますか、活動単位です。これと私どもの行政なり、広くは企業なりがどうやってこの効果的な協働体制をつくり上げていくかということであると考えています。

と申しますのは、例えば今、多重債務の問題が社会的に非常に大きな問題です。多重債務の問題について、我々は消費者相談所などで一生懸命いろいろな相談に応じているのですが、実はうちの職員なり市町村の職員が対応するのと、それから多重債務問題を何とかしなきゃいかんということで、いろいろそういう経験を持ったボランティアのグループやNPOのグループの皆さんが対応するのは、本当にきめ細かさ、あるいは事に当たる情熱というのが違うのです。良い行政をしようと思えば、ボランティアの皆さんのように、自分はやはり社会のためにこれをやらなきゃいかんのだという気持ち、これが必要だと思います。それには、ぜひ公的サービスは何かという再定義をやらなくてはいけないわけです。公的サービスというのは、端的に申しますと、個人の利益のためにやるのではなくて、個人を離れた地域社会や他のために行う活動です。それはこれまでは専らいわゆる行政、県や市町村、国が行うのだというふうにご考えておりましたけれども、よく考えるとそうではなくて、個人の利益を離れた形でやる活動こそ公的サービスじゃないか。その主体はむしろ、今からますます大事な活動になり、それぞれの個人の生きがいの拠点になるボランティア活動こそ非常に重要な公的サ

ービスの担い手になると思っています。

例えば今、高齢化社会になりましたが、その問題の一つは、高齢者の皆さんがだまされることです。これを飲んだらものすごく健康になるとか、家の手入れをしたらものすごく良くなるって、すぐ大きな金を取られてしまうのです。高齢者の人は寂しいのです。だから、何か若い人や女性の皆さんが来たりして、もう3回も4回もいろいろなことを言われると、すぐ信用してしまうのですが、これを防がなくてはいかんわけです。これは、やはりボランティアの皆さんが熱心にやってくれるのです。ですから、こうしたボランティアをどうやって我々は新しい社会の活動主体とするか、新しい公的サービスの供給なり提供をどういうやり方であるかということについて考えなくてはいけない。今は皆さんの活動の考え方、価値観が変わりました。それを取り入れたやり方をしていくということが、我々の社会が活気を帯びる、あるいは自分たちのやっていることに意義を認めて誇りを持つてるといふ社会になる重要な点であると思っています。

それから、今、福岡県を活発な土地にしようということで一生懸命やっております。知事の大きな役割は、何と言いましても地域を繁栄させていく、雇用をつくり出していくことです。雇用は何といても家庭の中心でもありますし、雇用がきちっとあるということは個人の大事な基盤であります。しかも、その雇用が所得の高い雇用であるということが不可欠であると思っています。そういうことで、特に我々は産業クラスター政策と言われるものをやっております、自動車や半導体、あるいはバイオ産業、それからロボット、最近では水素やリサイクル産業というようなことに非常に力を入れてやっております。目指すところは、松沢さんの言われたこともほとんど同じことになるのですけれども、我々の地域が知的センターになっていくこと。知的という具体的な中身は、新しい技術開発を活発に行っていく、産官学協力をやっ

ていく、それによって新しいサービスのやり方、新しい技術を使った世界的な製品を開発していく、それができる地域になっていって、しかも伸びていく先は、グローバル時代ですから世界に伸びなければとても大きな所得は得られません。世界に伸びていく成長・先端産業を育てていくということを大きな目標に行っております。具体的内容は大学の話など、ほとんど松沢さんが言われたのと同じような手法を採っております。

二番目は、我々のところには北九州というのがありますけれども、そこを中心に、特に資源リサイクル産業あるいは水処理産業等々の環境産業が育っておりますし、環境を克服した経験がございます。是非、我々はアジアに向けまして環境の拠点になっていきたいということでございます。

それから三番目は、今、我々がアジアと言いましてもなかなか歴史問題とかいって難しい点が多々ありますが、その中で我々はアジアとともに繁栄をしていくということが不可欠なのです。その場合に非常に重要な要素が若者文化であると思っています。今、東アジアには共通の若者文化が大変大きな勢いで形成されております。例えばポップミュージックというのがございます。あるいはアニメとか漫画、食文化、映画といったものが猛烈に流行ってしまっていて、日本の有名な歌手というのはほとんど韓国でも有名でありますし、あるいは香港でもタイでも有名になっている、共通のアイドルになっているという実態がございます。ぜひ私どもが、今、東アジアで形成されているこのような若者文化を共通の基盤という形で育てていきたい。そこに大きな相互理解なりの枠組みと言いましょいか、文化をつくっていききたいと思っております。

今、我々は「アジアンビート」という、商標登録をやっています。これは、日本で今こういう歌手がはやっています、漫画はこうです、食文化はこうです、アニメーションはこうですというようなことを日本語と英語と中

国語と韓国語で全部発信しています。今、手寫葵さんという女性の歌手の方がおまして、この方を我々はそういうアジアの共通文化形成の活動の一環として韓国の音楽祭に派遣し、そこで歌ったのが非常に評判良く、宮崎さんのゲド戦記の主題歌を歌って以来、アジアで有名な歌手になっていったということがあります。そういうようなことで、四カ国語で情報を発信し、それぞれの地域で何が今、若者の共通関心事であるかというサイトを非常に活発に動かしています。それが一つのあらわれでありますし、また、私どもの地域では留学生が非常にふえていますから、そういうことを通じまして、ぜひ大事な新しいアジアの発展している文化を育てていくということをやってまいりたいと思います。

それから四番目の目標は、私どもの21世紀プランのサブタイトルは、「アジアの、福岡あたりが面白い。」ということです。やはり我々の地域を面白い地域にしたいのです。福岡に来て、これは面白い、こんなに美味しいものもあり、いろいろな見るものもあると感じてくれる。そして特にクオリティ・オブ・ライフと言われる生活の質を高めていくということをやっていかなければいかんと思っています。景観を大事にしていく、あるいは自然を大事にしていく、そしてまたおおらかな人間をたくさんつくっていくということを通じまして、我々の福岡に来たら非常に面白いじゃないか、良いじゃないか、また来てみよう、あるいはここに住みたいという地域を形成していく、つくり上げていくことを目指して都市政策等々を行っています。

小林教授

ありがとうございます。

それでは、前半の最後になりますけれども、地方分権といいますと、どうしても国と首長の関係というものに帰着しがちなのですが、一番重要なのは、地域の自己決定、自己責任ということになります。それは住民にも当然かかわってくる問題になりますので、肝

心の住民の民意をどのようにして自治体の行政に反映させるのかという問題、当然これが一番重要な問題として出てくると思います。そこで、どうやって住民参加を行うべきであるのか。ただ参加しろといっても情報がなければできませんから、行政側からどのような情報を住民に対して提供していくべきなのかという問題について、これは住民代表として宮崎先生のほうからぜひご持論を伺えればと思います。

宮崎教授

行政側から提供していくというよりは、いかに双方向にするか、何か決める前にプロセスの段階でいかに巻き込んでいくかというのがすごく大事だと思います。

実は、神奈川県では教育ビジョンというものをごろ決定いたしました。教育委員会が、これから先20年ぐらいの間にどういう形で人づくりをしていこうかということについてのビジョンを定めましたが、これをつくるときに、県民総ぐるみというのを合い言葉にしたのです。みんなで作っていきこうということで、毎週のようにワークショップを行いまして、5人の教育委員が手分けして各種のワークショップに出たりしました。そこではいわゆる総ぐるみとか参加というと、個人の資格で参加してくださる方が基本だったのですけれども、企業ごと参加してもらってもいいじゃないですか、あるいは何とか組合ごと参加してもらってもいいじゃないですかということで、様々な組織も巻き込んで、まさに草の根からわき上がるようにビジョンをつくっていきこうということで努力してみました。もちろん総論ですから、すごく細かいことはいろいろと利害の対立もあり、別のルールで決めていかなければいけないことでもすけれども、全体としてこういう方向性にしようということで、心触れ合うしなやかな人づくりを目指しているのですが、そういうことについての合意形成を、下から沸き上がるように、大地から沸いてくるようにするにはどうした

らしいかということ工夫しながらつくりました。

この教育ビジョンは、ビジョンそのものも私たちは宝とっておりますけれども、つくったプロセスも今までにないような形で、いろいろな声を集めて、そして例えば、一覧表でご意見をいただいて、これはこういうふうに生かしました、これは残念だけれども時期尚早ですと、いただいた声に全部お答えしながらやっていったのです。2年ぐらいかかりましたけれども、そんな参加の仕方もあるのかと思っています。

それからもう一つ、先程の麻生会長のお話が大変印象的なのですけれども、既に今は国だけじゃなくて、アジアだ世界だという時代です。私は実は毎年夏に、上海の大学と私の本務先の大学が提携しておりまして、集中講義をしに行くことになっておりまして、10日とか2週間滞在してあちらの学生と接するのですけれども、非常に驚いたのは、学生の趣味、嗜好とか流行が日本の学生とほぼ変わらないことです。例えば見ている漫画、アニメは全く時差がなく同じものが流行っているのです。今何を見ているのと聞くと、例えば小さい子なんかドラえもんなんて必修科目みたいなものでみんなよく知っているし、ほとんど時差がなく日本文化を取り入れていて、大変人気もありました。そのアニメのベストテンをかなり大きな範囲で調べましたところ、人気のあるアニメ10本のうち8本までが日本製でございました。ところがその8本は一度も中国本土で放送されたことがないアニメでした。海賊版だということですね。インターネットの時代ですから、YouTubeだの何だのといろいろありまして、見ようと思えばいろいろ見られるわけですね。

ということになると、今までのチャンネルじゃないところで思いがけない情報交流システムというのが育っているわけです。それで、その先を考えると、日本のアニメで育った子どもたちは、メンタリティや価値観、何をか

っこいいと思うか、何を正義と思うかというのが、日本の考え方にやはり感化されるわけです。スーパーマンで育った子と仮面ライダーで育った子はやはり違うと思うのですね。ちょっと極端ですか。

そういうことを考えると、国家間関係とか国際関係というもののあり方も少し違う角度で考えていかないと、これから未来社会を構築する上でいろいろ問題があるのではないかな。そのときの政策決定の枠組みは、もうパイは既に一地域ではなくて、もっとうんと広げて、大きなアジアや世界の中のそこというような概念を持つことがとても大事だと思います。

神奈川県と福岡県で知的価値のセンターを目指すというときに、同じことをしては、ともに分け合うなんていうことになると良くないので、やはりどこで差別化を行うかというときに、地勢学的な利点というのも多分あるのです。地勢学というのは、位置付け、場所によって政治性が生まれるということで、例えばアジアに近い福岡と、太平洋の窓口で開港150年の横浜がある神奈川県という、やはりちょっと違う。そのところをどう生かすかという時に、住民参加のあり方にも当然反映されてくるのではないかなと思っています。だから、そのプロセスの段階で、決まった後ではなくて、プロセスの段階でいかに巻き込んでいくかという努力を様々な角度でしていくことが必要ではないかと思っています。

小林教授

ありがとうございます。

次は松沢知事に伺いたいと思います。若年層の投票率低下も全国的に見られる中で、神奈川県内の高校で模擬投票を県全体としてかなりやっつけらっしゃるといのは注目すべきことだと思いますし、あるいは先程のお話で、県民参加の自治基本条例の策定に取り組んでいらっしゃるということですが、

神奈川県として国から県、今度は逆に住民から県、県から住民へとといった住民参加をどういうふうに基本的にお考えになっていて、どういうふうにこれからやっていこうとお考えなのか、ぜひ教えていただければと思います。

松沢知事

私はよく「神奈川力」という言葉を使うのです。県の総合計画も「神奈川力構想」です。神奈川だけに力があると言っているのではなくて、福岡には福岡力があるのです。北海道には北海道力がある、その地域の歴史、伝統文化に裏打ちされた特色、潜在力を何々力と呼べばいいと思うのです。

「神奈川力」とは何かと定義しますと、一つは「先進力」なのです。先程も言ったように、ほかの地域がやっていないようなことも神奈川は一番先に挑戦して、それで突破口を開いて日本の国を変えていく。情報公開しかり、環境アセスメントしかりです。この先進力が神奈川には伝統的にあるのです。

もう一つが、「協働力」です。ともに働く力。官も民も、民の中でも企業もNPOもボランティア団体も県民も、一度目標を決めたらみんなで一緒になってまちづくりをやる。みんなで一緒になって働いて新しい価値を創造する。私はこれを「神奈川力」と呼んでいるのです。

そこで、住民参加の面でも「神奈川力」をいろいろ考えているのですが、一つは、ご指摘がありました自治基本条例です。国に憲法があるように、これから地方分権改革が進んで力を持った地方自治体の運営方針をきちんと成文化しておく必要があるのではないかと。地方自治法があるのではないかといいますけれども、あれは国がつくった法律で、議会や行政の役割などは書いてあります。でも、一番大事な主権者である住民参加という部分が弱い。ですから、神奈川の自治基本条例とい

うのは、特に主権者である県民が県政にどうやって、どういう理念のもとに参加できるのか、その仕組みは何かというのを、皆さんの参加を頂いてきちんとつくっていきたいと思っているのです。

それで、県民の皆さんの権利、義務としてどういうことを定めるかということ、県政に参加する権利、責任、あるいは県政に関する情報を知る権利も定めたいと思いますし、また、県政運営の基本原則として、こうした県民参加の原則を定めます。その原則に基づいて具体的な手法として、例えば情報提供・公開、あるいは県民参加機会の保障、さらには県民投票制度というのも考えていいのではないかと。こういうものをきちんとした条例にして、誰が読んでも「神奈川県民だったらこういうことができるのだな」と分かるようにしたいのです。

それと、今度と一緒に県民に参加してもらうさまざまな仕組みもつくっていかなくては いけません。実は神奈川県はずっとこれやってきていまして、例えばパブリック・コメントで、条例や政策をつくるときは県民の意見を聴く。それだけではなくて、今、「e-かなネットアンケート」というインターネットアンケートも活用しているのです。こういう政策をつくりたい、県民の皆さん、意見はどうですかということ、インターネットにより県民の意見が瞬時に入ってきます。こういうこともやっています。

それから、政策をつくるときの各審議会等があります。この審議会等にも県民委員といって、学者や行政の専門家、有識者だけではなくて、県民の皆さんにも公募により参加してもらえそうな仕組みもつくっています。

それから、私のマニフェストに入れたのですが、県民からの政策提案制度を去年から始め、県民の皆さんから県庁が取り組むべき事業を提案してもらっています。今年は50件ぐらい提案がありました。それを審査委員会で

審査をし、最後は私が幾つかの事業を取り上げて、予算を付けて事業化していきます。県民の皆さんが考えた事業を県庁がやってく、こういうのも県民参加ですね。

それからNPOの皆さんとの協働事業。これは政策提案、政策実施、政策評価、それぞれの部分でNPOの皆さんと一緒に協働で事業をやっています。

あと必要なのは、私たち政治家が県民の中に入って行って、生の声を聴くことです。知事や議員の皆さんが、県政報告会でもいい、あるいは政策討論会でもいい、常に県民の皆さんの中に入って行く努力をして、意見を聴いていくことが重要だと思います。

そして最後に、私は今後の神奈川県を民主政治の発展を目指すためには、教育だと思うのです。宮崎先生がいらっしゃいますが、実は教育委員会でもこの議論をしていただきました。つまり、今の若い子たち、高校生に対して民主主義教育をしっかりやっとうこと。民主主義教育というのは政治のイデオロギーを教える政治偏向教育とは全く違います。民主主義社会を維持していくために、きちんと政治に参加することが大事だということを教える教育です。

その一つに、小林先生ご指摘のあった、選挙の時に高校生による模擬投票というのをやってもらっているのです。昨年、4校でスタートしてまして、これをどんどん増やしていってほしい。国政選挙などにおいて、みんな政党がマニフェストを出します。それをよく読んで勉強し、そして一番良いと思う政党や候補者に1票を入れる練習をさせるのです。学校に投票箱を置いて。そこまで練習してもらおうのです。それで政治に参加する大切さとか、あるいは投票に行っちゃんと自分の権利を行使することの大切さを学校で教えていこうじゃないかということで神奈川県で始めました。

それからもう一つ、毎年夏にハイスクール議会というのが開かれています。県議会の議場を全て高校生の代表に貸して、各高校から議員に立候補するのです。それで百何十名が集い、環境の委員会あるいは福祉の委員会から始まって、最後は、本会議の論戦は全部私が答弁します。高校生たちが、「県知事、神奈川県はこういうところが遅れているのではないか、どうなのだ」と言って、私が答える。そうやって政治に参加するということの、ある意味でトレーニングをし、民主主義教育をしっかりやっっていけば、おのずと将来の県民は非常に政治的な意識が高く、常に選挙にも行って政治にも意見を言う、行政にも参加するようになる、こういう社会ができ上がっていくのではないかと考えています。

小林教授

ありがとうございます。

さて福岡についてみると、福岡は歴史的にアジアに開かれていますし、それを受け入れてきたということで、大変にホスピタリティーのある県民がいるというのが福岡方だと思うのですけれども、福岡県ではどういうふうな住民参加の取り組みをしていらっしゃるのでしょうか。

麻生知事

住民参加の一番の基本は、やはり情報公開です。我々のいろいろな活動について、正確に、かつ迅速に情報を公開し、それぞれ関心のある方、あるいは利害関係の皆さんがそれを正確に知ることから出発することが基本だと思っています。住民参加を考えていく場合に、もう一つ、どういうケースの場合に、どこまで住民参加、住民の意見というのが反映されるような仕組みをつくるかということについては、結局、ずっといろいろやっていますけれども、これは実際の行政の中身によって違ってくるといことだと思っています。

例えば、我々が一生懸命力を入れているまちの景観なり、地域全体の景観について、相当長くやるならば、これは徹底的に住民参加で、皆さんの考え方が形成され一致することが不可欠です。ただ、今、問題になっていますような福祉の問題、どこまで無料でやるべきかどうかということになりますと、これはやはり相当意見が違ってきます。我々の自治制度は、知事が住民から直接選ばれています。それから議会が直接選ばれているという二元代表制です。これがそれぞれの民意をしっかり吸収する仕組みになっています、かつ、重要な決定を行うという本来の責務を持っていますので、それと住民参加でバランスをどうとるかということだと思っております。これは、一方であまり住民自治だということ住民の皆さんにお願いします、お願いしますと言っていたのでは、何のために知事がいるかわからんということになるわけです。これは下手をすると知事の責任回避の問題になるという現実もありますから、そこはやはり知事がちゃんと責任をとった決断をしていくということも一方で重視しながらやっていかなければいけないと思います。

ホスピタリティーについては、多分に歴史的なところがありまして、我々の地域はやはりずっとアジアとの交流、貿易をしたり文化を取り入れたりすることによって成り立っております。また、こちらには中華街がありますけれども、非常にたくさんのアジアからの歴史的な移住ということによって成り立っていますから、そういう成り立ちからいいますと、他の人を排除するというのではもう成り立っていない歴史を持っているのです。したがって、いやが応でも、いろいろな人を社会から排除するとか、会合に入れませんか、そういうことは一切しないということでやっております。また、私どもの合い言葉は、そのように世界と大きな心を持ってつき合っていこうということでもあります。

ちょっとだけ紹介いたしますと、私どものところは子供大使というのをやっているの

です。子供大使というのは、12歳以下の子供たちを大体アジア地域を中心に、400人ぐらい10日間ほど招待するという事業であります。12歳というのは、飛行機代が断然安くなるから12歳以下にしているというところもあるのですが、これをやり始めて20年になりました。これは我々のところの商工会議所が一生懸命この活動をやってきていまして、もちろん行政的に応援しています。累計がもう7,000人を超えるということです。今、20年経ちましたから一番上のほうは30歳を超えるという状況でありますけれども、我々のそれぞれの地域との関係で非常に重要なブリッジになっています。そもそもホームステイするものですから、ホームステイ先は同年代の子供がいる家庭がほとんど引き受けます。その結果、帰る時には子供同士が義兄弟みたいになっていて、非常に仲よくなって帰ってきます。そんな事業が20年続くというのは、やはり土地柄ではないかと思っています。今、東京ばかり有名になっていきますけれども、今にそのうち福岡の方がアジアで有名になるために、そういうことを一生懸命やっている。そういう、みんながそれぞれの活動をかついで自分でやっていくという風土をつくるということが一番大事じゃないかと思っています。

小林教授

47 都道府県それぞれの地域力を住民参加でどう育てていくのかということで、住民の意思を反映させるような自治体運営の制度設計、それから住民側も、やはり自分たちで考えて行動していく住民意識というものの形成というのは当然必要です。

それでは、ここで休憩をとらせていただきたいと思います。

パネル討論(意見交換)

小林教授

それでは、後半に入りたいと思います。

まずここで今日おいでのフロアの皆さんと少し質疑をさせていただければと思います。これまでの前半の議論に対しまして会場の方からご質問、ご意見があればぜひ伺いしたいと思います。ご意見やご質問があります方は、ぜひ挙手をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

質問者 A

私は現在、9月から5月までアメリカへ留学しています。教育から見ると、ぜひ今の日本のレベルを落とさないために、先程宮崎さんがおっしゃったようなことをこれからも維持するようにしてほしいと思うのです。逆に言うと、私は本当にアメリカを1年間しか見ていないので何とも言えないのですけれども、ものすごく優秀な子を育てるようにシステムができているのだと思うのです。私も勉強はしていったつもりなのですが、やはり見るのと、そこに1年間住んで生活するのでは大きく違います。逆に言うと、日本の車が優秀なことも初めてわかったのです。

あともう一つ、アメリカは、毎朝、胸に手を当てて国旗と州の旗に誓うのです。ぜひ私は、日本の風土に合った日本の教育制度を神奈川県でも、できたら麻生さんの福岡県でも絶対維持して欲しいと思うのです。やはりその民族が育てた教育システムというのはものすごく素晴らしいものだと思います。感想と意見ですけれども、申しわけありません。

質問者 B

前半のお話、知事や宮崎先生のお話を聞いていて、一番大事なことが抜けているのではないかと思います。皆さん、知事や

大学の教授だから、それなりに知識や教養があると思うのですが、一番大事なことは、政治家とか役人の倫理観の確立がなければ地方分権も成功しないのではないかと感じているのです。その辺のところをちょっと触れていただきたかったと思っております。

質問者 C

地方分権が地方行政の立場からの発言に聞こえます。地方行政がこうしたいからこうすべきだと聞こえますが、本当は県民がどう望んでいるのだからそれを実現するためにはどうするという、県民が望むものを第一に挙げて、地方分権は言うべきだと思います。その点を松沢知事からお答えいただきたいと思います。

質問者 D

松沢知事がアジアからの観光客を増やす取組みを山静神サミットで行っているとおっしゃいました。北九州、福岡では地の利を生かしてアジアからの移住の人が多く、アジア文化の中心となり、それを生かして福岡県を発展させるという麻生知事からのお話がありましたけれども、では、何で神奈川県の方はどうアジアからの観光客を増やすのでしょうか。神奈川では地の利を生かしているわけではないのでしょうか。

質問者 E

松沢知事と宮崎さんにお答えいただきたいと思います。

松沢知事の「神奈川力」というものが非常に新鮮で、とても関心を持って去年あたりから見えています。神奈川県では日系外国人が増えています。教育の問題に関連しますが、伊勢原市のある団地の居住者の中に日系外国人のご子弟がかなりいて、学校教育で戸惑っているのです。高校生になる

年齢になっても、学力がつかず試験を通らないので公立には行けないし、私立はお金がなくて行けないということで困っている現実があります。中学校に入っている子供に対して、今、神奈川県では放課後に特別の講師を招いて、母国語と日本語のための補習教室をしています。それでは焼け石に水なのです。もっと徹底したことが必要だと思えます。

「神奈川県力」の中の「先進力」に位置づけるような、日系外国人のための学校を新設する構想を知事はお考えになっていただけないでしょうか。また、教育委員である宮崎さんは、これを具体化する方向性について何かお考えや知識がおありでしたらお答えいただきたいと思えます。

小林教授

ありがとうございます。

今、5名の方から質問を頂戴しております。よろしければ、ここでパネリストの方からご回答をいただければと思えます。整理をさせていただきますと、教育について二点、ご質問、ご意見がございました。最後の方のご質問と最初の方のアメリカの教育について。アメリカと比べますと、お互いのいい点、あるいは問題な点があると思えますが、この問題について宮崎先生のほうと松沢知事のほうからご回答をいただきたいと思えます。

それから政治家のいわゆる倫理観の問題、あるいは全体的な倫理観の問題。この問題について、これは麻生会長を含めてどなたからでもぜひお答えをいただければと思えます。

それから、神奈川県に関してということになるかと思えますが、アジアからの観光客を増加させることと神奈川県のいわゆる地域性がどういうふうに関係があるのかという点について。それから地方行政の分

権というだけではなくて、いわゆる県民としてどう参加していくかという地方分権の問題は前半でも論点として出ておりましたが、特に神奈川県ということでしたので、この二つの問題については松沢知事のほうからお答えをいただければと思えます。

それではまず、宮崎先生のほうからよろしくお願ひします。

宮崎教授

ありがとうございます。風土に合ったというのはまさにそのとおりで、風土が教育をつくり、教育が風土をつくる相互関係ですから、そこで回転して時代や文化を紡いでいくのだと思うので、アメリカの教育をそのまま日本に持ってきて合うかどうかという、やはりいろいろ問題がある。

よく言われるのですが、アメリカは、1人のビル・ゲイツをつくるために100人の死屍累々でも構わない社会だとよく言われるのです。日本の場合は、1人のビル・ゲイツはできなくても、100人がそこそこ力を合わせると1人分のビル・ゲイツの仕事ができるようにしているということがよく言われます。どっちがいいかというのは、また時代が決めていくことだと思いますけれども、教育だけを切り離してそれをするというのは、非常に難しいことだと思うのです。教育は社会を映す鏡ですから、社会がどういうスタンスをとっているのか、何を価値観とするのかということと切り離しては考えられない。

だから、その辺の社会の仕組みで、例えば評価とか、今、格差がいいのか悪いのかとか、平等というのは何を意味して平等と言っているのか、努力した人もしない人も同じ点のほうが平等なのか、した人は良い点でしない人は悪い点のほうが平等なのか、そういうことをもう少し社会が煮詰めないと教育に反映するのは非常に難しいと

思うのです。だから、その辺のところについてはまだまだ不十分だと思いますから、教育委員会としてももっともっと頑張らなきゃいけないと、ご指摘を受けとめさせていただきたいと思っております。

それから、先程の外国人のお話ですけれども、日系に限らず外国人、それから例えば日本人でも帰国子女で日本語が不自由な方とかたくさんいらっしゃいます。そういう方をどのように受け入れていくかということは、現場でもそれぞれ工夫をされていて、実際に県立高校などでは、かなり外国人の生徒も受け入れておりますし、そのための日本語の特別コース、これは少人数、1対1だったりするのですけれども、そういうコースを設けて、日本語だけではなくて、日本の生活習慣も覚えてもらおうと努力しています。しかし、一つ一つの例を見ていくと、ご指摘いただいたようにまだまだ不十分なところもたくさんあると思います。いきなり外国人用学校をつくるのかどうかはここで私が勝手に個人で簡単にお答えできる問題ではないのですが、ただ、この問題は、例えばそういうことで解決ができる問題なのかどうかも併せて考えたい。

それと私は大学におりますが、大学には留学生がたくさん来ます。アジアの留学生も日系の留学生も、様々な留学生が来ます。日本語もゼロ、日本の生活習慣もゼロ。だけど、英語で試験を受けて、英語だったらできるわけですから、成績は良い。論理は自分なりの非常にすぐれたものを持っているという子が日本に来た時にどうしているかということ、必死に自分で努力してこの社会を理解し、なじみ、中で生活するようにしている。その手助けをいかに周りができるかということが非常に大事なのですが、これはもうほんとうに周りの学生とか教職員も含めて、きっとボランティアなんて生易しい言葉じゃないのです。もう必死になって戦いながらやっていくということだと思っておりますけれども、でも、その先

に生まれた友情とか相互理解とかというのは非常に大きな貴重なものがあると思いますので、やはり一人一人に任される部分というのはたくさんあると思うのです。

今、私がお話を伺っていてすごく思いましたのは、今まで日本は官と民、公と私というのを分け過ぎていたのです、公のことは官がやり、私のことは民がやるみたいに。でも、今の留学生の話なんか、あるいは帰国、あるいは外国人居住者の話などで考えますと、公のことをいかに民ができるか。その民がやることをいかに公が助けられるか、助けられなければせめて邪魔をしないか、こういうことが今すごく大事だと感じています。まだまだ不十分だと思いますので、適宜そういうご意見をいただきながら進めていかなければならないと肝に銘じて伺ったところでございます。

小林教授

松沢知事に対して幾つかご質問が出ましたけれども、まず、教育の問題についてのお2人に対する回答からお願いいたします。

松沢知事

現在、神奈川県に約1万4,000人のブラジルの方がお住まいになっています。日本には約31万人います。居住されている地域は集中し、横浜市鶴見区、平塚市、愛川町などに、集中してお住まいになっています。こういうところでは、小学校の中ではクラスの中で3、4人がブラジルからの子供さんで、日本語は全然分からないといったさまざまな問題を抱えています。ただ、ではそういう人たちのために新たに学校をつくれば良いのか。それをやればやる程日本の地域社会への同化がどんどん遅れます。ですから、以前、アメリカに日本の企業がどんどん進出した時に、日本の子弟を日本人学校の中で勉強させるのがいいの

か、それとも現地校に入れるのがいいのかということで、保護者の方も非常に迷ったのです。でも、今ではどちらかという現地校に入れて、その3年間または5年間、アメリカ社会の中で体験をさせたいという場合も多いのです。ただ、それで大きな課題となっているのは、帰った時の受験をどうするのかということです。

ブラジルから来た子供たちも、日本に永住する覚悟がファミリーにあるのであれば、私は現地校を中心に、つまり、日本の小学校で教育をすればいいと思います。アメリカでは、ESLという英語を母国語としない子供たちが第二母国語として英語を学ぶためのクラスが、すごく充実しています。そのクラスでは、放課後、まず、英語を教え、それから生活習慣などについても教えていきます。アメリカの子供たちの考え方はこうだよということも教えています。これを実施していくためには先生の充実が必要になります。しかし、ブラジルの言語はポルトガル語ですから、これを話せて語学の補習ができ、日本のことも教えられるという方がなかなかいないのが現状です。これが追いつかなくて、今はブラジルから来た子供たちの教育というのは遅れているわけです。

私はブラジルには、今年の6月に行きまして、これから人の交流を神奈川県とサンパウロ市でも行おうとしています。また、やはりそういうサポートができる人材育成のためのプログラムをつくらうと思いますが、宮崎さんが言ったように社会の中でどう考えていくか、少し議論が必要な問題だと思っています。

あと、地方分権において県民の参加というような視点が足りないのではないかとご意見を頂きました。私もその通りだと思うから、神奈川県で自治基本条例というのをつくっていききたいのです。例えば、行政と県議会の間での力関係などは、ある意味

で団体自治ですから、これについては地方自治法にも規定され、ある程度ルールはあるのです。ただ、やはり住民がどうやって県の行政に参加をして、自治体運営をやっていくかということが非常に弱かったです。ですから、自治基本条例により県政への住民参加を保障し、それは責任であり権利であるということをしきりと規定し、その中で、さまざまな仕組みにより住民参加の機会をつくる、神奈川県を県民の意思に沿って行政と議会が協力して動かしていく仕組みとして自治基本条例をつくっていくということをぜひともご理解いただきたいと思います。

それからアジアとの交流についてです。麻生会長の福岡県もアジアと地理的に近いですから、さまざまな交流のチャンスとメリットがあると思うのです。ただ、神奈川県には「神奈川力」の一つとして神奈川県の歴史、伝統、文化があるのです。例えば、神奈川には日本一大きな中華街があります。ここの中国人の方々は、それぞれ台湾も含めて母国と今でも交流を持っています。ですから、中華学校がありまして、ここは今、日本人の子弟にも人気がある学校です。

それから神奈川県には大きなコリアン・コミュニティがあります。神奈川県は京畿道ともう20年近く付き合っていますから、今まで職員を相互派遣し、あるいは観光業者なども両方で行き来し、京畿道と神奈川県の観光交流まで含めて進めています。

それから神奈川県は、インドと大変に関係が深いのです。実は、インドの商人が初めて日本に入ってきたのは横浜開港直後であり、当時は、インド人コミュニティもありました。今、横浜とムンバイは姉妹都市で交流が40年以上続いています。神奈川県も、今、経済交流をインドと始めています。

あと、羽田空港が国際空港になり、アジア便がかなり羽田空港からも出て行くという地の利も含めたアジアとの交流の歴史、伝統、文化を神奈川県らしい方法で独自に発展させていきたいのです。だから、福岡県は福岡県のアジア交流、神奈川県は神奈川県のアジア交流で、お互いそれを行政や経済のレベルだけでなく、観光や教育で、人材交流のレベルまで発展させ、国際化社会の中で地方同士が良いお付き合いをすることによって、両者がWin・Winの関係で発展していくという発想を持ってやっていたら、決して福岡県と神奈川県が競合するからどちらかにした方がいいという議論にはならないと思います。

小林教授

ありがとうございます。

それでは、麻生会長、大変恐縮ですが、分権における政治家の倫理観は当然不可欠な問題になるとは思いますけれども、いかがでしょうか。

麻生知事

政治家を倫理観という観点で捉えることは昔からあり、政治は最高の道徳であるというふうに言われていたのです。倫理も重要ですが、やはり我々が政治家に求めるのは、立派な政治をすることです。立派な政治をするということの具体的な中身は、やはり国民にしっかりとした生活を保障することが中心であり、そしてまた今あるような教育、将来にわたってしっかりと子供を育てていくという具体的な政治をしっかりとやっていくことだと思います。

では、現在の日本政治はそのような本来の政治の役割なり、国民の期待に応えるような活動なりになっているかどうかについては、やはり相当問題があります。これはもうむしろ小林先生に言ってもらった方がいいのですけれど、やはりいろいろな問題が

多いです。

私は、国内の社会のあり方、民意と言いましようか、そういうものが随分変わっていると思うのですが、それを的確にとらえて、特に社会保障制度をしっかりとつくるということにおいて、どうもふらふらして思い切った改革を行えていないと思います。これが国民に将来に対する不安を与え、自信を無くさせていると思います。

それからもう一つ、日本の政治は20世紀末から明らかに変わりました。グローバル時代というのは世界ルールをつくるという時代です。日本だけのルールではなくて、どのような共通のルールで世界をどう運営するかということです。一番典型的なのは、やはり環境問題です。温暖化というのはもう明らかに人類の将来に関わるものですから、これをどのようなルールで押さえていくのかは、まさに日本の課題であると同時に世界中の課題です。どうルールをつくるかが我々の将来であると同時に世界中の将来になってくる。

同じことが、経済的な分野にもあります。今、サブプライムローンなどでいろいろ問題になっていますけれども、金融のルールについてアメリカは相当いい加減なことをしています。あれは変えさせなきゃいかんわけなのですけれども、ああいうことも世界ルールをどうつくっていくかということになりますし、最近では文化でもそうです。だんだん世界遺産ということが大きな権威になっている。それをどういうルールでつくっていくのかということが大事な将来の文化のあり方なりを決めていくということになるのです。

そういうことを考えますと、我々は世界標準というか世界ルールと言われるものをどれだけ積極的に考えて世界に提案してつくり上げていけるか、そういう能力をどれだけ持ち得るかということが我々の将来の

繁栄基盤を変えてくるし、またそれがなければ繁栄基盤はつくれないのです。そういう意味での日本の政治のリーダーシップが非常に弱くなってしまっているところに日本の大きな政治課題があるのではないかと思っています。

逆に私は、地方分権でぜひ変えなくてはいけないと思っていますのは、現在のように国が我々に、この補助金をやるからああしたらどうだ、こうしたらどうだと膨大な人間をかけて行っていることです。例えば、酷い例では、福岡県には漁港があるのですけれども、漁港では今のような状態では苦しいので、直接売ろうということで朝市をつくらうとしています。それで、朝市をどこにつくってどういう建物をつくるのかについて、国が直接補助金を出すのです。だけど、本当は、その周辺の人口がどうなって、道路がどうなっていて、こういう朝市をつくれれば売れそうかどうかというのは、霞が関では分からないですね。でも、そんなことを一生懸命やっているのです。私に言わせると、そんなことをやる暇があったら世界に目を向けろと言いたい。世界ルールをどうやってうまくつくっていくのかということこそ、国家の役割になってきているのではないか。ですから、もう内政は思い切って地方側に任せてほしい。そしてせつかくの人材を世界に向けた日本の活動に向ける。そうしなければ日本は今後将来繁栄できないというふうに思っているのですが、そのような活動をぜひ日本の政治はやるべきであると思っています。

小林教授

ありがとうございます。会社の透明性、コーポレート・ガバナンスと言いますが、私は自治体の行政もやはりガバナンスということが重要だと思います。上からのガバメントではなくて、住民の側からどう動かしていくのかというガバナンスのほうが大事だと思っています。アメリカの政

治学で最初に教えることは何か。住民がどうやって政治を動かすことができるのかを最初に教えています。90年代の政治改革については言いたいことは山のようにあるのですけれども、今日は多分場が違うと思いますので、この辺にしたいと思います。

パネル討論(後半)

小林教授

最後になります、これからの将来の問題についてですけれども、大変恐縮ですが、時間が限られておりますので、お一人2、3分程度でぜひご意見を伺いたと思います。麻生知事から、全国知事会の会長として思い描いていらっしゃる分権改革の将来像、理想像について語っていただきたいと最初に思います。

麻生知事

結局、今の日本のこのままの形態で日本国全体、国民は幸福になれるのかということなのです。今ずっと、特に空白の10年などと言われるここ十数年の状況を見ましても、結局、東京に人口が集まり、東京にはどんどん高いビルができていくという事態が起こっています。そして、さまざまな機能が東京に集中しています。ところが、我々地方にとって、高いビルが1本できるのは大変なことです。結局は人口減少になってしまい、一番象徴的にはシャッター商店街がだんだん増えていっています。

その中で、我々が選択するのは、東京という富士山がどんどん高くなっていくのか、それとも、やはり全国にしっかりとした機能を持った拠点がある八ヶ岳型にしていくのかということです。この選択が地方分権の本質だと私は思います。八ヶ岳型にしなければ、日本の皆さんのいろいろな希望や能力を十分引き出せないのではないかと、全体としての日本国民の幸福につながらないのではないかと考えています。

例えば、ドイツには極端な大都市はないのです。いろいろな中都市が散在して、それなりの個性を持って美しい都市を形成しています。しかし、ドイツは世界的に見ると立派な国家であり、繁栄している。アメリカもワシントン、ニューヨークだけじゃ

なくて各地にしっかりとした都市があり、また地域が形成されている。なぜそうなっているかといいますと、一つの大きな原因は、それらの国は連邦制をとっているからです。要するに重要な決定権が分散されているのです。やはり大きな決定権が分散されず、重要な決定の情報が一カ所に集まれば、どんどん富士山のように高くなっていきます。

そうですから、私の分権の理想は何であるかという、これはやはり決定権をもう少し地域に分散して、それぞれの地域の皆さんが自分の考え、自分の創意工夫を生かしていくことです。それによっていろいろなところに個性を持った活動の拠点がある八ヶ岳型の日本をつくる、それが理想であり、目標だと思っています。

小林教授

ありがとうございます。

それでは、宮崎先生のほうから、今後の分権社会に対して何を期待していらっしゃるのか、これを伺いたと思います。

宮崎教授

結論から言うと、地域の一人一人が地域の問題を自分たちの手でしっかり解決できるような社会、我がまちという思いを抱ける地域になるか。まちづくりなどの感覚では小学校区とよく言われているのですけれども、地域アイデンティティ、どこまでを自分のまちというふうに認識できるかです。

私は実は、奄美というところで美術館の館長を務めていますが、県でいうと鹿児島県にあります。週末ごとに飛んでおりますけれども、有人の島が八つあります。それぞれ言葉がまるで違います。「こんにちは」は「うがみしょーら」です。「うがみ」は拝むで、「しょーら」は候文ですか

ら、「拝みたてまつりそうろう」という非常に謙虚な文化です。それが有人8島で微妙に違いまして、「ありがとう」が、奄美大島は「ありがっさまりょーた」、その南の徳之島へ行くと「おぶらーだれん」と言います。その向こうの沖永良部では、「にへーでろん」、その向こうの喜界島では「とーとがなし」。ありがとう一言でこれだけ違うのです。ということは、文化、生活スタイル、価値観がすごく違うということです。しかし、この多様な島々が集まると、奄美という調和した統一のアイデンティティーを持っているのです。

これはこれからの世界に向けて国際社会のモデルとして発信していきたいなと本当に思うのですが、こういうアイデンティティーを持つその奄美に私はたたずんだ時に、「我が国は」と言えないのです。「私の奄美は」と言えるのですけれども。そういうスタンス、自分が軸足を置いているところの価値観みたいなものを、どう民意を総和してつくっていきけるのか。例えば、先程から漁港の話などいろいろ出ています。一つ、川岸にコスモスを植えようなんていったら、国交省まで許可を取りに行かなければいけないと言っていると、自分のまちづくりなんかできないのです。役割をもう少し分担して、どこまでがまちでできることなのか、国はどこまでできることなのかをはっきりさせる。しかし、まちでも力のあるまちと力のないまちがあります。税源や財源をきちんとした上で、それでも力がないまちは束になってかかるという方法をしなくては、きっといけないだろうと思いますが、どこまでアイデンティティーを持って束になれるか。九州全体は九州というアイデンティティーはどうも持ちやすいらしいのですが、この辺は難しいかもしれないのです。だから、今、道州制の議論が出ていますけれども、どこまで自分のまちという感覚を持てるかというのをすごく大事にしながら、新しい形の、私は「何市民」というときの「何」という部分がどうい

概念を持つかということをもみんなでもう少し考えていく必要があるのかなと思っています。

小林教授

最後に松沢知事のほうから、自分たちで自分たちのことを決める地域の自立について。これはイコール民主主義のことだと思います。そういう意味で、市民社会をつくっていくためにローカルデモクラシーというご持論をお持ちだと思いますけれども、どういう地方の時代を目指していく必要があるとお考えになっているのか、ぜひ伺えればと思います。

松沢知事

私は、地方の政治を変えていきたいと思って知事になりました。地方の政治・行政を変えるには、その入り口である選挙から変えなければ駄目なのです。選挙と政治・行政はつながっているのです。選挙は旧態依然のやり方でやっておいて、当選してから、「はい、私はきょうから政治を変えて見せます」と言っても、これは絶対に変えられないのです。

私は、地方の政治を変えるために、その入り口である選挙から変えようと思って、自分が知事選に出る時、二つのことを自分に課したのです。一つは、どんな大きな政党からもどんな大きな団体からも推薦はもらわない。選挙は自分の力でやろうということです。二つ目は、選挙で一番問われなければいけないのは何か。よく、知事選みたいな大きな選挙をやる場合、「お金がなければ戦えないよ」と、まず言う人がいるのです。それから、「どれだけの組織が応援してくれるのだ」と言う人がいます。「神奈川県民約900万人いて、ビラ1枚配るのだから組織がなくてはできないわけではないか、組織が大事だ」と言うのです。それから最近は知名度というものもある

のです。超有名人を出せば選挙に勝てるということで立候補した人はたくさんいますよね。でも皆さん、組織、お金、知名度と言いますが、選挙で一番大事なものが忘れられているのです。それは政策です。ですから、極論すると、今までの選挙というのは政策があまり問われなかったわけです。スローガンを言っているだけで、「私に任せなさい」と言い、選挙が終わってから役人と一緒に政策を考えてやるという形でした。だから、選挙という有権者全員に保障されている政治参加の機会に、一番大事な政策が全く問われないわけです。これでは有権者の皆さんの政策的な意思をどうやって政治に伝えるのでしょうか。だから、この選挙改革が重要なのです。

それで私が挑戦しているのがマニフェスト改革です。選挙の時に具体的な政策を情報公開し、4年間でやりたいことを、パッケージで皆さんに示して信任を得るのです。ここで重要なのは、マニフェストというのは選挙に勝つための道具ではないということです。政策中心の選挙、政治、行政をつくり上げるための道具なのです。ですから、マニフェスト改革というのは選挙が終わった後からが重要です。信任を頂いたマニフェストですから、4年間の任期でどこまでできたのかを常に有権者に報告しなくてははいけない。外部からもチェックしてもらわなくてははいけない。毎年毎年、外部の評価委員会から松沢マニフェストがどこまで進んでいるかというのを評価してもらおう。A、B、C、Dの評価を付けてもらおう。併せて自己評価を行い、その結果を毎年マスコミに発表して、皆さんに信任していただいたマニフェストが、1年目でここまで進みましたよ、2年目はここまで、3年目はここまででしたよと、情報提供していくのです。そのことによって、有権者の皆さんは、選挙の時だけでなく、政治・行政に関心を持ってチェックができるようになるのです。このチェック機能が次の選挙では有効に働くのです。要するに、公約も

全く守らない、選挙の時に美辞麗句ばかり言って、有言実行できないような知事に対しては、「もう次はやらせないよ」という有権者の皆さんの判断になると思いますし、あるいは、「あの知事は大変厳しい中でもよくやった、マニフェストもみんな80点以上付いている。これならもう1期やってもらおうか」という評価につながるのです。

政策中心の選挙、政治、行政をつくり上げる、それを政治家と有権者が共同作業でやっていく。こういう仕組みができたときに初めて私は地方の民主主義というのは花開くと思っています。ですから、神奈川からそういう政治が実現できるように、これからも頑張っていきたいと思っています。

きょうは皆さん、ご参加いただきありがとうございます。ありがとうございました。

小林教授

ありがとうございました。通常、こういう形のフォーラムですと、一回やってそれで終わりとなってしまいがちになるのですが、これまでの議論を事務局でまとめていただくようお願いしております。よろしければ、事務局の方、まとまっているようでしたら、皆さんにご配布をいただけますでしょうか。私としては、これで終わりにするのではなくて、むしろ、今日を出発点にして、皆さんと一緒に川の上流に向かってボートを漕ぎ続けていきたいし、そうしないと地方分権というのは絶対に実現していかないと思っております。

そこで、今までの議論を踏まえまして、できれば次のアピールをさせていただきたいと思っております。

(会場へ資料配布)

お手元にごございますか。今、事務局でおまとめいただいたものが今、私にも来てお

ります。これを読み上げさせていただきたいと思います。

地域力の時代、日本再生に向けて（案）

少子高齢化やグローバル化の進展など我が国の社会経済構造が大きく変化する中、地方の自由度・自主性を高め、個性豊かで活力あふれる地域社会を築いていく必要があります。また、グローバル時代に対応するため、国は世界標準・世界ルールづくりなど本来担うべき役割に専念すべきです。

こうした変化に対応し、今こそ、地方分権改革を力強く進め、日本の再生を目指さねばなりません。

私たちは、本で行われた「地方分権フォーラム2008」における議論を通じて、次の取り組むべき課題があることを確認しました。

（地方自治体の強化）

1 「地域でできることは地域で」行うことを基本に、国と地方それぞれが果たすべき役割に応じて、権限と財源を配分し直すこと

（住民自治の仕組みの充実）

2 必要な権限と財源を持った地方において、「自己決定・自己責任」を原則に、住民の意思が反映された自治体運営が行われる仕組みを充実させること

（住民の意識改革）

3 自治の主役である住民が、自らの地域をどのようにするか、自ら考え、行動するよう、意識を高めていくこと

（住民自治の充実に向けた議論）

4 住民が自らの地域のことは自らの意思で決定する、真の地方自治を実現するため、住民とともに幅広い議論を進めること

本日提起されたこれらの課題を踏まえ、私たちは、今こそ、地域力を結集し、住民

が主体となったまちづくりによる地方の活性化、さらには、日本の再生を目指して、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」社会の実現に向けて取り組みます。

また、本日の議論を一過性に終わらせることなく、地方分権改革を先進的に進めてきたこの神奈川県において、今後、「新・地方の時代」を展望し、幅広い層の参画を得て議論する場を設け、その成果を全国に発信します。

平成20年7月16日

地方分権フォーラム2008

以上でございます。もしご賛同いただけるようでしたら、拍手をお願いできればと思います。

（拍手）

大変ありがとうございました。それでは、3時間にわたりまして議論をしてまいりました地方分権フォーラム2008をこれで終了したいと思います。どうも本日はありがとうございました。



全国知事会議プレイベント

地方分権フォーラム 2008 の概要

- 日 時 平成20年7月16日(水) 13時から16時
- 会 場 パンパシフィック横浜ベイホテル東急
(横浜市西区みなとみらい2-3-7)
- 参 加 者 485名
- 主 催 神奈川県
- 共 催 全国知事会・神奈川県市長会・神奈川県町村会
- 後 援 総務省・自治体学会
- プログラム

| 時 間 | プ ロ グ ラ ム (敬称略) |
|-------------|--|
| 13:00~13:30 | 主催者挨拶・課題提起 松沢 成文 神奈川県知事 |
| 13:30~16:00 | <p>パネル討論 「新たな地方の時代への扉を開く～分権改革と地方の自立～」</p> <p><コーディネーター(進行・調整役)> 小林 良彰 慶應義塾大学法学部教授・日本政治学会理事長</p> <p><パネリスト> 麻生 渡 全国知事会会長・福岡県知事 宮崎 緑 千葉商科大学政策情報学部教授・神奈川県教育委員 松沢 成文 神奈川県知事</p> <p>提 言 「地域力の時代、日本再生に向けて」 ※提言文は別紙のとおり</p> |

地域力の時代、日本再生に向けて

少子高齢化やグローバル化の進展など我が国の社会経済構造が大きく変化
する中、地方の自由度・自主性を高め、個性豊かで活力あふれる地域社会を
築いていく必要があります。また、グローバル時代に対応するため、国は世
界標準・世界ルールづくりなど本来担うべき役割に専念すべきです。

こうした変化に対応し、今こそ、地方分権改革を力強く進め、日本の再生
を目指さねばなりません。

私たちは、本で行われた「地方分権フォーラム2008」における議論を通じ
て、次の取り組むべき課題があることを確認しました。

(地方自治体の強化)

- 1 「地域でできることは地域で」行うことを基本に、国と地方それぞれが
果たすべき役割に応じて、権限と財源を配分し直すこと

(住民自治の仕組みの充実)

- 2 必要な権限と財源を持った地方において、「自己決定・自己責任」を原
則に、住民の意思が反映された自治体運営が行われる仕組みを充実させる
こと

(住民の意識改革)

- 3 自治の主役である住民が、自らの地域をどのようにするか、自ら考え、
行動するよう、意識を高めていくこと

(住民自治の充実に向けた議論)

- 4 住民が自らの地域のことは自らの意思で決定する、真の地方自治を実現
するため、住民とともに幅広い議論を進めること

本日提起されたこれらの課題を踏まえ、私たちは、今こそ、地域力を結集
し、住民が主体となったまちづくりによる地方の活性化、さらには、日本の
再生を目指して、「自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権
限と責任も自らが持つ」社会の実現に向けて取り組みます。

また、本日の議論を一過性に終わらせることなく、地方分権改革を先進的
に進めてきたこの神奈川県において、今後、「新・地方の時代」を展望し、幅
広い層の参画を得て議論する場を設け、その成果を全国に発信します。

平成20年7月16日

地方分権フォーラム2008

出演者プロフィール



小林 良彰 (こばやし よしあき) 慶應義塾大学法学部教授・日本政治学会理事長

慶應義塾大学法学部専任講師、同助教授などを経て、現在、同教授・多文化市民意識研究センター長。専門は、政治過程論、現代政治分析。

他に、日本学術会議20期会員・同1部幹事、公共選択学会理事などを務める。著書に『制度改革以降の日本型民主主義』『現代日本の政治過程』『選挙・投票行動』『現代日本の選挙』『公共選択』『選挙制度』『計量政治学』(いずれも単著)など多数。



麻生 渡 (あそう わたる) 全国知事会会長・福岡県知事

昭和38年、通商産業省に入省。以降、特許庁長官、財団法人中小企業総合研究機構顧問などを経て、平成7年に福岡県知事に初当選。現在4期目。

平成17年より全国知事会会長に就任し、地方分権改革の先頭に立つ。



宮崎 緑 (みやざき みどり) 千葉商科大学政策情報学部教授・神奈川県教育委員

東京工業大学講師、千葉商科大学政策情報学部助教授などを経て現職。専門は国際政治学、政策情報学。

他に、鹿児島県奄美パーク園長、田中一村記念美術館館長、日本社会情報学会理事、日本計画行政学会理事などを務める。

著書に『女の耳目』、『わたしが会ったアジアの子ども』、『おもいきり翔んで』(いずれも単著)など多数。



松沢 成文 (まつざわ しげふみ) 神奈川県知事

昭和57年、財団法人松下政経塾に入塾。以降、神奈川県議会議員、衆議院議員などを経て、平成15年に神奈川県知事に初当選。現在2期目。

地方分権フォーラム記録集

発行：平成 20 年 9 月

* この記録集は、地方分権フォーラムの概要を事務局で取りまとめた
ものであり、文責は神奈川県にあります。

本書に関するお問い合わせは下記までお願いします。

神奈川県政策部広域行政課

〒 2 3 1 - 8 5 8 8

横浜市中区日本大通 1

電話：0 4 5 (2 1 0) 3 1 5 0 (直通)